

報告日 令和7年1月31日

調査研究・研修・広聴広報・要請陳情等 活動実績報告書 会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 横田 誠二

整理番号	1326	使途項目 *	04_要請陳情等活動費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費																				
活動期間	令和6年12月23日 から 令和6年12月23日 まで	活動の概要 *	国土交通省北陸地方整備局への陳情等																					
場所	国土交通省北陸地方整備局	(内容) 国土交通省北陸地方整備局長を訪問し、令和6年能登半島地震の被災状況の報告及び本県への令和6年度国補正予算措置の確認と、引き続きの支援を要請	(備考) 小杉インター→新潟西第一インター→国土交通省北陸地方整備局→新潟西第一インター→小杉インター																					
経費の内容 *		金額 (単位:円)	経費の内容 *																					
鉄道・バス			宿泊料																					
タクシー			食事代																					
航空機			会費																					
自家用車 37 円 × 534 km =		19,758	✓																					
リース車 18 円 × km =		0																						
有料道		11,740	✓																					
駐車場			合 計																					
			31,498																					
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。 枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)																								
<table border="1"> <tr> <td>24/12/23</td> <td>ETC</td> <td>新潟管理局</td> <td>5,870</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5,870</td> <td>自小杉</td> <td>至新潟西第一</td> <td>✓</td> </tr> <tr> <td>24/12/23</td> <td>ETC</td> <td>金沢支社</td> <td>5,870</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5,870</td> <td>自新潟西第一</td> <td>至小杉</td> <td>✓</td> </tr> </table>					24/12/23	ETC	新潟管理局	5,870	1	1	5,870	自小杉	至新潟西第一	✓	24/12/23	ETC	金沢支社	5,870	1	1	5,870	自新潟西第一	至小杉	✓
24/12/23	ETC	新潟管理局	5,870	1	1	5,870	自小杉	至新潟西第一	✓															
24/12/23	ETC	金沢支社	5,870	1	1	5,870	自新潟西第一	至小杉	✓															

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

収受 令和 7 年 2 月 7 日

決裁 令和 7 年 2 月 10 日

処理 令和 7 年 2 月 10 日

県外・海外 政務活動報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

議員名 横田 誠二

整理番号	1926
活動名称	国土交通省北陸地方整備局への陳情等
目的	国土交通省北陸地方整備局長を訪問し、令和6年能登半島地震の被災状況の報告及び本県への令和6年度国補正予算措置の確認と、引き続きの支援を要請
日程	令和6年12月23日(月)～ 令和6年12月23日(月)
場所 〔国名・都市名、施設名、訪問先等〕	国土交通省北陸地方整備局
相手方等 〔主催者、対応者、参加者、同行者等〕	・相手…国土交通省北陸地方整備局長 高松 諭 ・出席…富山県議会議員6名(谷村、立村、鍋嶋、瀧田、嶋川、横田)
行程・活動内容 行程…直行直帰(北陸自動車道利用、日帰り) 内容…令和6年能登半島地震の被害は甚大であり、水道管や道路などの公共施設については復旧が進んでいるが、一般住宅の復旧はなかなか進まず、液状化被害は現在、地質調査、対策工法の検討段階に留まっている。 また、公費解体は、申請棟数1,103棟に対し、解体済棟数が176棟(いずれも9/30時点)と、実施率は16%と進んでいない。 今般、国土交通省北陸地方整備局を訪問し、現在の本県の被害と復旧の状況を報告し、今年度の本県に対する国補正予算措置の確認と、引き続きの支援を要請。	

※日帰りの政務活動を含む。

。NEXCOの修繕工事の遅延により
。エクスプレス道路の閉鎖

富山県被災状況報告

令和6年12月23日

自由民主党富山県議会議員会一期生

令和6年12月23日

富山県の被災状況と今後の課題

1 被災状況

別添のとおり

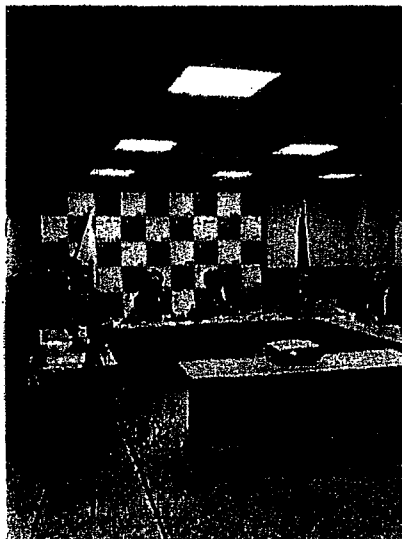
2 現状と今後の課題

水道管や道路などの公共施設については、国の激震災害指定を受けていることもあり、復旧が進んでいる。

一方で、一般住宅の復旧はなかなか進まず、特に「液状化被害」については、箇所が被災市に点在していることもあり、公共事業の対象となる面的な液状化対策には至らず、現在、地質調査、対策工法の検討段階にとどまっている。

また、公費解体は、申請棟数1,103棟に対し、解体済棟数が176棟（いずれも9/30時点）と実施率は16%と進んでいない。

私達はこれまで、過去に被災した自治体関係者（東日本大震災で液状化問題に直面した千葉県（市）及び熊本地震での熊本県（市））との勉強会、現地視察などを通して見識を深め、県当局とともに、早期の復旧・復興に向けて取り組んでいる。



熊本県、熊本市とのオンライン勉強会

能登半島地震による富山県の被災状況

富山県

資料 1

1 液状化等による住家被害

2万2,281棟
(うち全壊259棟、半壊803棟)

2 公共インフラ等の被災状況

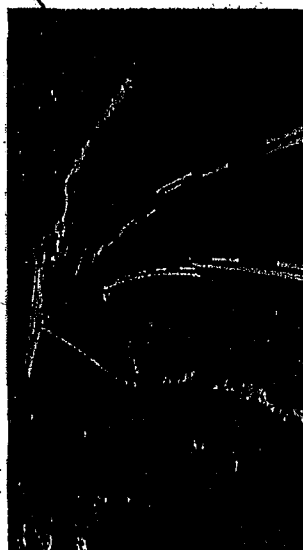
公共土木施設 404か所
農林水産関係 2,872か所



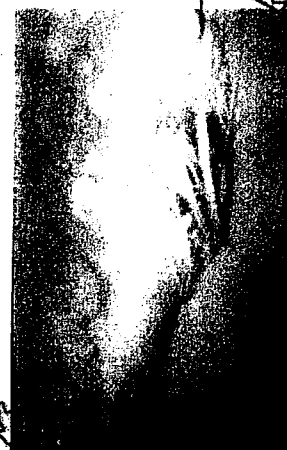
倒壊した家屋 (水見市)



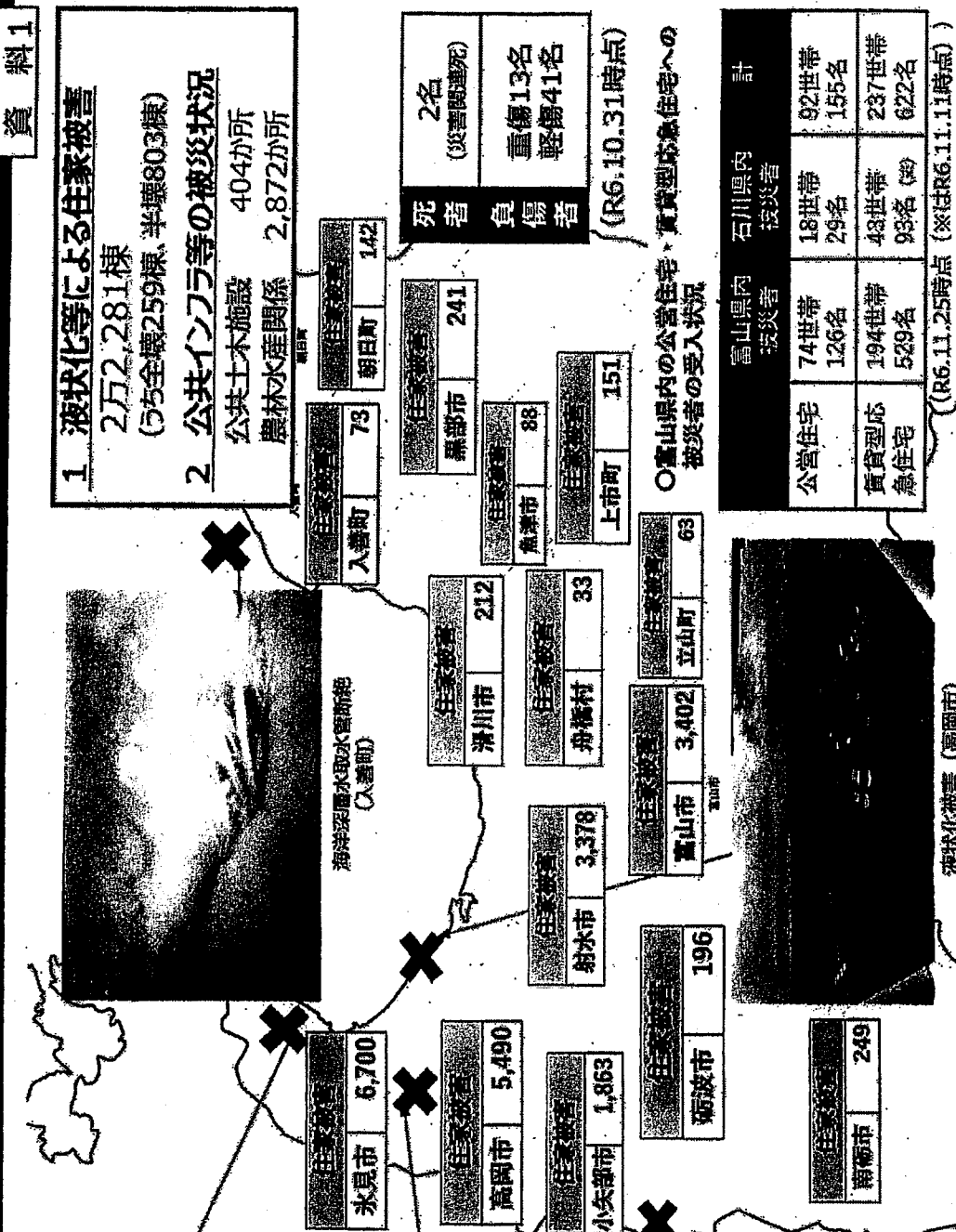
液状化による管水路・農道の被災 (水見市)



崩落した国道359号 (小矢部市)



海洋深層水取水管断絶
(入道町)



○富山県内の公営住宅・賃貸型応急住宅への被災者の受入状況

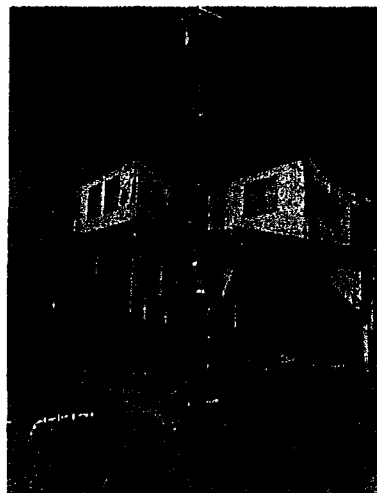
富山県内被災者		石川県内被災者		計
公営住宅	74世帯 126名	18世帯 29名	92世帯 155名	
賃貸型応急住宅	194世帯 529名	43世帯 93名 (※)	237世帯 622名	

(R6.11.25時点 (※はR6.11.11時点))

被災状況（高岡市）



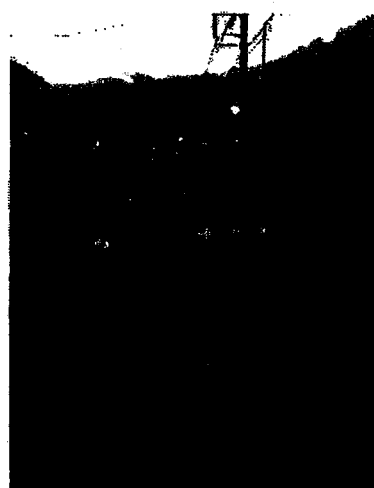
道路断裂（高岡市永楽町）



液状化現象（高岡市横田町①）



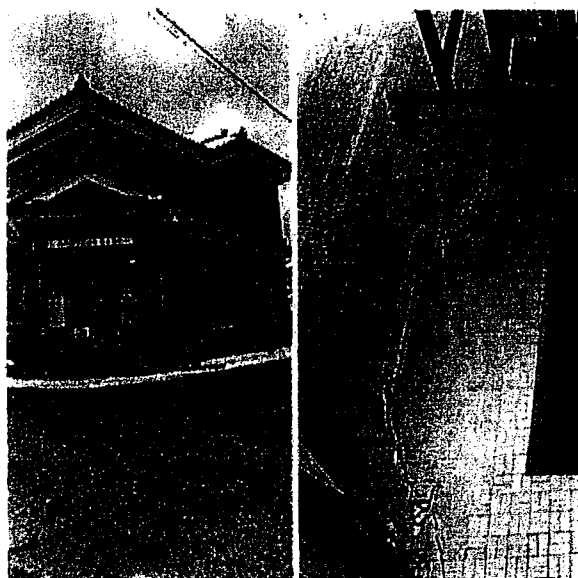
液状化現象により家屋傾斜（高岡市横田町②）



道路陥没沈下（高岡市内免）



液状化現象により地盤沈下（高岡市吉久：重要伝統的建造物群保存地区）



液状化現象により建物傾斜、内部ひび割れ（国指定登録有形文化財：高岡商工会議所伏木支所）

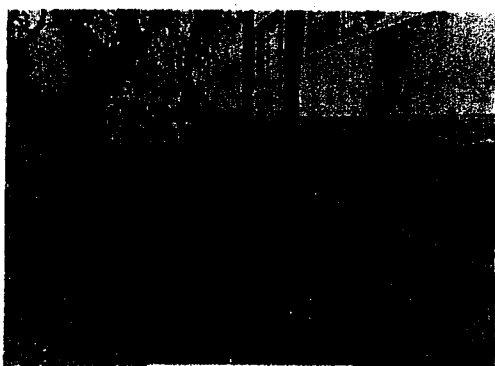
被災状況（氷見市）



液状化現象



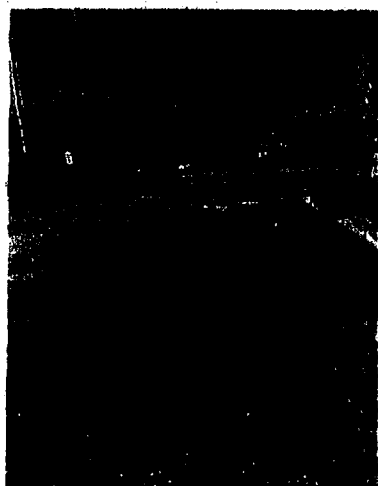
農林水産施設（かんがい排水施設の破損）



小学校の被害



氷見漁港の陥没



道路被害

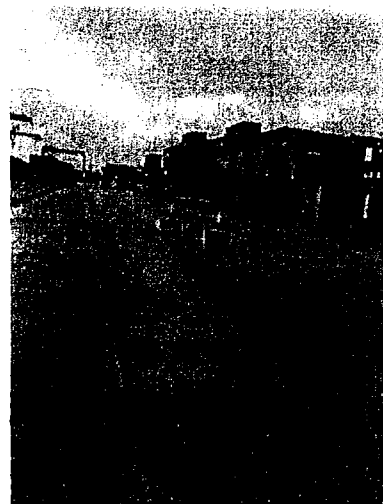


家屋被害

被災状況（射水市）



液状化による凸凹発生事案（伏木富山港 国際物流ターミナル コンテナヤード）



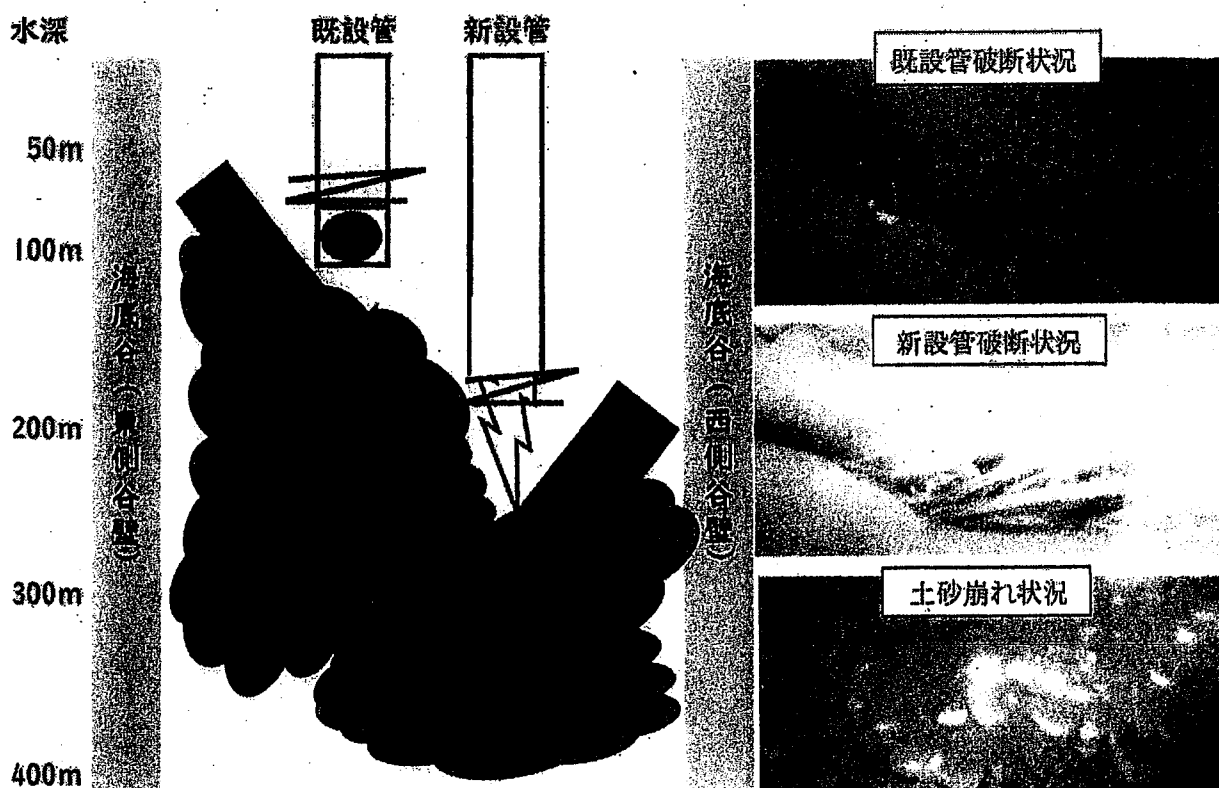
海洋深層水取水施設 取水管海底調査結果について

1. 調査概要

無人水中探査機により、取水管の調査を行った。

【実施日】令和6年1月28日～29日 【調査範囲】入善沖水深約30m～400m（沖合約3.4km）

2. 海底状況概要



3. 調査結果及び修繕可否検討

取水管敷設ルートにおいて海底地滑りが発生し、取水管が破断したことが確認された。

施設	概要
既設管	- 水深100m付近で取水管が破断。約13℃海水取水を確認。 - 取水口を含め水深100m以降は土砂で埋没しており、修繕は不可能との結論に至った。
新設管	- 水深220m付近で取水管が3回転以上ねじれて破断し管が閉塞。 - 取水口を含め水深220m以降は土砂で埋没しており、修繕は不可能との結論に至った。

4. 今後の対応

対応	内容
応急措置	深層水分水先（関ウーケ等）への応急措置について、清水建設と協議中
深層水復旧（工期案）	着手：令和6年3月～ 令和6年度～ 竣工：令和7年10月 ・ ・ ・ 実施設計、海域調査 ・ ・ ・ 新管製作（2本）、敷設工事等 ・ ・ ・ 深層水供給再開

各種支援制度の概要

住宅の復旧のために、罹災証明書による被害の程度に応じて、以下の支援制度が利用できます。

※「罹災証明書」は、災害による住宅の被害の程度等を証明する書類です。被災者生活再建支援金などの申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要となります。
なお、罹災証明書の申請窓口は、各市町村です。

【凡例】 国制度： ☐ 県制度： ☒

支援制度	罹災証明書による被害の程度						
					準半壊	全壊(一部)	
①住宅の応急修理制度 住宅の応急修理費用を支援 (※1)	70万6千円 (最大)				34万3千円 (最大)		
②生活再建支援金(基礎) 生活再建を支援 (※2)	100万円	50万円			再建方法に応じた支援		
②生活再建支援金(加算) 住宅を新たに建設・購入する 場合 (※2)	200万円	200万円	100万円	100万円	対象となる場合があるため、市町村にお問い合わせください。		
②生活再建支援金(加算) 被災住宅を補修する場合 (※2)	100万円	100万円	50万円	50万円			
②生活再建支援金(加算) 賃借住宅に住む場合 (※2)	50万円	50万円	25万円	25万円			
③自宅再建時の借入金に係る利子助成 住宅の新築、購入、補修するために融資を受けた場合	300万円 (最大)				対象となる場合があるため、市町村にお問い合わせください。		
④被災住宅耐震改修支援制度 住宅の建替え・耐震改修を行う場合	120万円 (最大) ※4/5補助				対象となる場合があるため、市町村にお問い合わせください。		
⑤宅地液状化等復旧支援事業 液状化被害を受けた宅地の復旧や地盤改良、住宅基礎の傾斜修復の支援	755万6千円 (最大) ※約2/3補助				対象となる場合があるため、市町村にお問い合わせください。		
⑥公費による解体・撤去 被災家屋等の解体・撤去	公費による解体・撤去の対象						
⑦災害義援金	120万円	90万円	60万円	30万円	12万円	4万円	
⑧知事見舞金	10万円	5万円	5万円	5万円			

※1 全壊の場合も応急修理を実施することで居住可能であれば支援の対象となります。

※2 世帯数が1人の場合は、金額×3/4が支給額となります。

⑤宅地液状化等復旧支援事業

地震による液状化被害を受けた地域において、住宅の用に供されていた宅地の復旧や地盤改良、住宅基礎の傾斜修復を支援します。

対象地域

- 県内全域（ただし、液状化被害を受けた地域に限る）
- 富山市、高岡市、射水市、氷見市、滑川市において受付中

対象宅地

地震により液状化被害を受けた宅地であって、当該被害を受けた時において住宅の用に供されており、当該宅地に建てられた住宅が、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊の罹災証明を受けたもの

※企業、団体等の社宅、寮その他これらに類する施設は対象となりません

※液状化で相応の被害が認められる場合は一部損壊についても対象となる場合があります

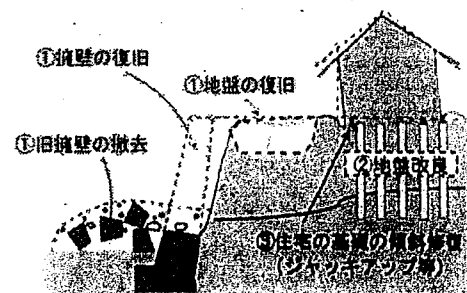
対象工事

所有者等が行う宅地の復旧のために必要な次に掲げる工事(当該工事に関する調査及び設計を含む。)

- ①復旧：被災宅地の原形復旧を基本とした工事（擁壁、地盤の復旧など）
- ②地盤改良：液状化の再度災害防止のための地盤改良工事
- ③傾斜修復：住宅基礎の沈下又は傾斜を修復する工事（ジャッキアップなど）

支援額

対象工事費から50万円を控除した額に3分の2を乗じて得た額(上限額：766万6千円)



申請書類

1. 補助金交付申請書
2. 罹災証明書(写し)
3. 宅地の被災状況がわかる写真
4. 対象工事の設計図書(位置図、計画平面図等)
5. 対象工事の見積書の写し及び工事費内訳書(ほか)

◇対象工事費ごとの補助金額と個人負担額(計算例)

工事費	50万円	100万円	200万円	500万円	1,200万円
個人負担額	50万円	66.7万円	100万円	200万円	433.4万円
補助額	0円	33.3万円	100万円	300万円	766.6万円

補助額766.6万円
 $= (1,200 - 50) \times 2/3$

申請・問い合わせ先

・各市町村担当窓口(p.15)

詳しくはこちらをご確認ください→



⑥被災家屋等の公費による解体・撤去

家屋が全壊・半壊した場合や、建築物・工作物が半壊以上の被害を受け生活環境保全上の支障がある場合は、申請に基づき、市が公費により解体・撤去を行います。

対象地域

富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市

対象家屋

・全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の家屋

※非住家の建築物・工作物であっても、早急に解体しなければ人的・物的被害を生ずるなど、生活環境保全上の支障があると市が判断したものについては、対象となる場合があります。

申請期限

○富山市：令和7年3月31日

○高岡市：令和6年12月28日（自費解体の費用償還の受付は終了）

○氷見市：令和7年3月31日

○小矢部市：令和6年12月27日

○射水市：令和6年12月27日

※公費解体の進捗状況（令和5年、8/30時点）

申請棟数：1,103棟

解体済棟数：126棟

⇒完成率：16%

申請書類

1. 事業申請書
2. 罹災証明書（写し）
3. 被災家屋等の配置図・写真、登記事項証明書
4. 被災家屋等の解体・撤去に係る誓約書兼同意書
5. 本人確認ができる書類の写し、印鑑登録証明書（ほか）

申請のポイント

- ・地震により、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊と判定された家屋等が対象です。
- ・解体するにあたり、建物所有者の同意等の書類が必要です。
- ・このほか、所有者自らの費用で解体・撤去したものについては、かかった費用について補助できる制度があります。制度の内容の詳細については、市に相談してください。

申請・問い合わせ先

各市担当窓口(p.15)

現在の状況（高岡市）



①液状化被害による公費解体現場（伏木地区）



①の周辺の状況



液状化被害の沈下進行測量（横田地区）

政務活動費対象事業 実績報告書

報告日

令和7年1月31日

会派名

自民党富山県議会議員会

報告者

横田 誠二

整理番号	1327	事業概要 *	HP管理料 (R6. 11~12月分)、活動報告書用写真撮影料、		
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
上記 事業に 要した 経費	経費の内容 *	金額 (円) *	備 考		
	HP管理料 11月分	5,000	10,000 円 × 50% = 5,000 円		
	HP管理料 12月分	5,000	10,000 円 × 50% = 5,000 円		
	写真撮影料 12月4日	13,200	令和6年11月定例会		
	《合 計》 *	23,200	/		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

収受 令和 7 年 2 月 7 日

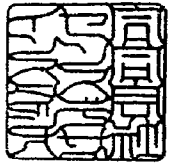
決裁 令和 7 年 2 月 10 日

処理 令和 7 年 2 月 10 日

請求書

自由民主党富山県議会議員会 横田誠二 御
中

合同会社 SENSE design studio
登録番号:T3230003001317



〒933-0913
富山県高岡市本町3-4
本町ビル 2F
TEL: 0766-54-5755
FAX: 0766-54-5750

請求書番号:221620
請求日: 2024/11/29
お支払期限: 2025/02/28

件名: HP運営/保守管理費 (R6.11月分)

請求金額 10,000 円

品目・納品書番号		単価	数量	単位	価格
◆HP/サーバー保守・管理費		10,000	1	ヶ月	10,000
小計					10,000
うち消費税額合計					909
合計					10,000
税率別内訳		税抜金額	消費税額	税込金額	
10%		9,091	909	10,000	

領収書

自由民主党富山県議会議員会 横田誠二 御中

発行日: 2024/12/01
領収書番号:11

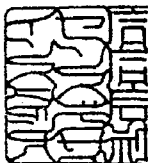
合計金額 10,000 円

小計 10,000円
うち消費税 909円
(内訳)
10%対象 9,091円(消費税 909円)
◆HP/サーバー保守・管理費

(R6.11月分)

合同会社 SENSE design studio
登録番号:T3230003001317

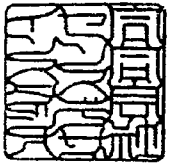
〒933-0913
富山県高岡市本町3-4
本町ビル 2F
TEL: 0766-54-5755
FAX: 0766-54-5750



請求書

自由民主党富山県議会議員会 横田誠二 御中

合同会社 SENSE design studio
登録番号:T3230003001317



〒933-0913
富山県高岡市本町3-4
本町ビル 2F
TEL: 0766-54-5755
FAX: 0766-54-5750

請求書番号: 221621
請求日: 2024/12/30
お支払期限: 2025/02/28

件名: HP運営/保守管理費 (R6.12月分)✓

請求金額 10,000 円✓

品目・納品書番号	単価	数量	単位	価格
◆HP/サーバー保守・管理費✓	10,000	1	ヶ月	10,000
小計				10,000
うち消費税額合計				909
合計				10,000✓
税率別内訳				
	税抜金額	消費税額	税込金額	
10%	9,091	909	10,000	

領収書

自由民主党富山県議会議員会 横田誠二 御中

発行日: 2025/01/06
領収書番号: 12

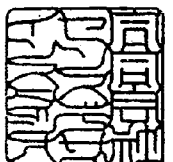
合計金額 10,000 円

小計 10,000円
うち消費税 909円
(内訳)
10%対象 9,091円(消費税 909円)
◆HP/サーバー保守・管理費

(R6.12月分)

合同会社 SENSE design studio
登録番号:T3230003001317

〒933-0913
富山県高岡市本町3-4
本町ビル 2F
TEL: 0766-54-5755
FAX: 0766-54-5750



請求明細書

富山県議会議員

2024年12月05日

締切分 No.

00001027

横田 誠二 様

PAGE

1 / 1

930-0835 富山市上富居2丁目19-3

フोटニクス

TEL 076-451-7413 FAX 076-451-7418

北陸銀行 越前町支店

普通 4164400 フォトニクス 横井弘幸

登録番号 T6810024027790

お客様コード

下記の通り御請求申し上げます

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税	源泉徴収税額	今回御請求額
	0	0	13,200	1,200		13,200

日付/伝票番号	商品コード/商品名	数量	単位	単価	金額
2024/12/04 00001020	1402 本会議一般質問撮影	1	件	12,000	12,000
	令和6年11月定例会				
	外消費税				1,200
	小計				13,200
	【合計 課税10.0% 税込額】				13,200
	【合計 課税10.0% 内消費税額】				1,200

領収証

No. 00001038

2024年12月11日

横田 誠二 様

金額

¥13,200-

内

¥1,200-

消費税等

但 令和6年11月定例会 予算特別委員会撮影代

上記正に領収いたしました

現金

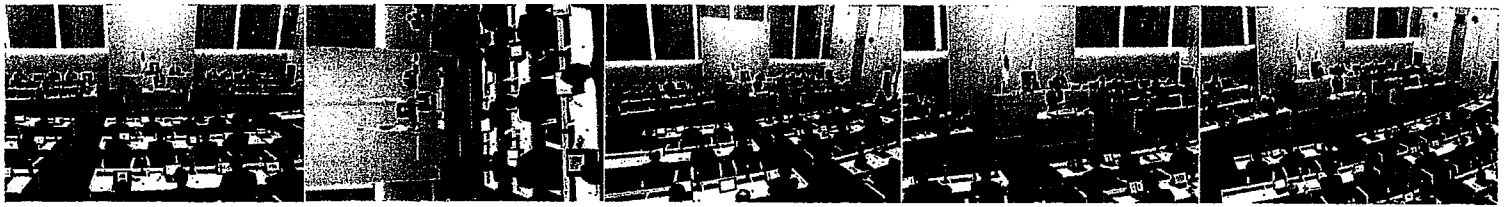
930-0835 富山市上富居2丁目19-3

フोटニクス
横井 弘幸

登録番号T6810024027790

TEL 076-451-7413 FAX 076-451-7418

係



R6-11_001

R6-11_002

R6-11_003

R6-11_004

R6-11_005



R6-11_006

R6-11_007

R6-11_008

R6-11_009

R6-11_010



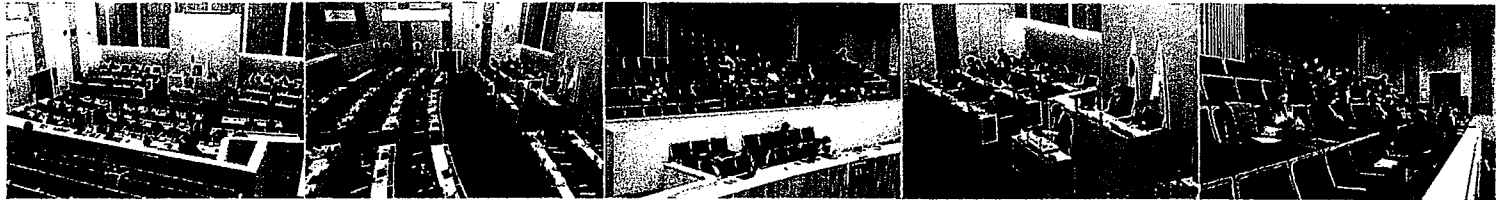
R6-11_011

R6-11_012

R6-11_013

R6-11_014

R6-11_015



R6-11_016

R6-11_017

R6-11_018

R6-11_019

R6-11_020



R6-11_021

R6-11_022

R6-11_023

R6-11_024

R6-11_025



R6-11_026

R6-11_027

R6-11_028

R6-11_029

R6-11_030



R6-11_031

R6-11_032

R6-11_033

R6-11_034

R6-11_035

政務活動費対象事業 実績報告書

報告日

令和7年1月31日

会派名

自民党富山県議会議員会

報告者

横田 誠二

整理番号	1328	事業概要 *	新聞購読料 11~12月分
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容			
上記事業に要した経費	経費の内容 *	金額 (円) *	備考
	北日本新聞 11~12月分	8,000	/ 11/9 12/9
	富山新聞 11~12月分	6,760	/ 11/26 12/8
	聖教新聞 11~12月分	3,868	/ 11/30 12/31
	《合 計》 *	18,628	/

《領収書貼付枠》 (原則)

領収証

24 年 11 月分 2024年11月26日 No. [REDACTED]

お名前 横田 誠二 様

登録番号: T8230001003731

ご住所 美幸町1丁目 2-55 (カレングー)

8%対象税込額 3,380
うち8%税額 250
10%対象税込額 0
うち10%税額 0

繰越額

合計金額 3,380

上記金額正に領収致しました。

銘 柄	部数	金 額
富山新聞※	1	3,380



富山新聞販売(株)

高岡センター
高岡市中川園町7-17
TEL (0766) 26-7968
FAX (0766) 26-3460

領 収 証

横田 誠二 様

美幸町1丁目 2-55

銘 柄 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*北日本新聞朝刊	1	4,000	

2024年11月分

2390区 257.00クレ

お問合せNo. [REDACTED]

(8%対象 4,000 税 296)

(10%対象 0 税 0)

合計金額

4,000 円

KS高岡丸の内

高岡市大坪町1丁目1-6

TEL 0766 (23) 5260

11 月 9 日

集金担当



便利な口座振替をご利用下さい。

詳しくは当営業所まで、

北日本新聞サービスセンター

登録番号 T7230001000746

[お客様の個人情報、新聞の配達・料金・営業業務に利用させていただきます]

領収印

収受 令和 7 年 2 月 7 日
決裁 令和 7 年 2 月 10 日
処理 令和 7 年 2 月 10 日

領収証

24 年 12 月分 2025 年 1 月 8 日 No. [REDACTED]

登録番号: T8230001003731

お名前 横田 誠二 様

ご住所 美幸町 1 丁目 2-55

8%対象税込額 3,380
うち8%税額 250
10%対象税込額 0
うち10%税額 0

繰越額

合計金額

3,380

上記金額正に領収致しました。

銘 柄	部数	金 額
富山新聞※	1	3,380



富山新聞販売(株)

高岡センター
高岡市中川園町7-17
TEL (0766) 26-7968
FAX (0766) 26-3460

領 収 証

横田 誠二 様

美幸町 1 丁目 2-55

銘 柄 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*北日本新聞朝刊	1	4,000	

2024年12月分

2390区 257.00クレ

お問合せNo. [REDACTED]

(8%対象 4,000 税 296)

(10%対象 0 税 0)

合計金額

4,000 円

KS高岡丸の内

高岡市大坪町1丁目1-6

TEL 0766 (23) 5260

便利な口座振替をご利用下さい。
詳しくは当営業所まで、

北日本新聞サービスセンター

登録番号 T7230001000746
[お客様の個人情報は、新聞の配達・集金・営業業務に利用させていただきます]

領収印



集金担当



新聞購読料 領 収 証

横田 誠二 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 11 月分 (11/01~11/30) 領収日 月 日

領 収 金 額 ¥1,934

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 1,934円 消費税 143円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 山内 信人
登録番号:T9810831565599

住 所 高岡市五福町7-16

TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. [REDACTED]



新聞購読料 領 収 証

横田 誠二 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 12 月分 (12/01~12/31) 領収日 月 日

領 収 金 額 ¥1,934

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 1,934円 消費税 143円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 山内 信人
登録番号:T9810831565599

住 所 高岡市五福町7-16

TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. [REDACTED]



政務活動費対象事業 実績報告書

報告日

令和7年1月31日

会派名

自民党富山県議会議員会

報告者

横田 誠二

整理番号	1829	事業概要 *	政務調査活動に伴う事務費 (R6. 11~12月分)		
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
上記 事業に 要した 経費	経費の内容 *	金額 (円) *	備 考		
	PC用キーボード	6,794	13,589 円 × 50% =	6,794 円	
	PC用マウス	2,400	4,800 円 × 50% =	2,400 円	
	《合 計》 *	9,194			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

収受 令和 7 年 2 月 7 日
決裁 令和 7 年 2 月 10 日
処理 令和 7 年 2 月 10 日

領収書兼納品書

No. 20241212-001
発行日 2024年12月08日

自由民主党富山県議会議員会 横
田誠二 様

ウェルフェア奈良店
合同会社ウェルフェア
登録番号 T4150003001687
〒6308114
奈良県奈良市芝辻町
4-12-1-503
TEL.050-6865-6874



¥ 14,299-

※ 内 651 円分のポイントが含まれています /
※ 内 59 円分のPayPay利用額が含まれています /

10%対象合計	8%対象合計
14,299	0
10%対象消費税合計	8%対象消費税合計
1,299	0
税抜金額合計	消費税合計
13,000	1,299

注文日	2024年12月08日
出荷日	2024年12月09日
作成日	2024年12月12日

注文ID: kwelfare-10007421
決済方法: PayPay残高等/クレジットカード決済
但し 商品代金として
上記の金額正に領収いたしました

※以下のURLより、発行履歴の確認ができます。

注文明細 (10%対象)	単価 (税込)	数量	小計 (税込)
ロジクール MX KEYS mini KX700GRd ミニマリストワイヤレスイلمネイテッド	14,499	1	14,499
クーポン利用額	▲200	1	▲200

→ 14,299円 - (ポイント651円) - (PayPay 59円)
= 13,589円 ✓
13,589円 × 50%
= 6,794円 ✓

発行日: 2024年12月19日

注文日: 2024年12月10日

Amazon.co.jp 注文番号: 250-7332242-2174264

ご請求額: ¥4,800

様

2024年12月14日に発送済み

注文商品

1点 Logitech Signature M750LGR ワイヤレスマウス ラージ グラファイト Bluetooth Logi Bolt Unifying非対応 windows mac iPad Android Chrome OS ¥4,800
スクロールホイール 無線マウス 静音マウス M750 国内正規品

販売: アマゾンジャパン合同会社

コンディション: 新品

お届け先住所:

横田 誠二

933-0954

富山県 高岡市美幸町1-2-55

配送方法:

お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

下4桁

一括払い

請求先住所:

横田 誠二

933-0954

富山県 高岡市美幸町1-2-55

クレジットカードへの請求

商品の小計: ¥4,800
配送料・手数料: ¥0
注文合計: ¥4,800
ご請求額: ¥4,800

(下4桁が): 2024年12月14日: ¥4,800

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

利用規約 | プライバシー規約 ©1996-2020, Amazon.com, Inc. and its affiliates

トップへ戻る

日本語

日本

ヘルプ・サポート

利用規約 | プライバシー規約 | パーソナライズド広告規約 | 各種規約 | 特定商取引法に基づく表示

© 1996-2022, Amazon.com, Inc. or its affiliates

$4,800円 \times 50\% = 2,400円$

報告日 令和7年3月31日

調査研究・研修・広聴広報・要請陳情等 活動実績報告書 会派名 自由民主党富山県議会議員会

報告者 横田 誠二

整理番号	1597	使途項目 *	02_研修費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
活動期間	令和7年1月16日 から 令和7年1月17日 まで	活動の概要 *	全国若手議員の会研修会	
場所	東京都議会2階・第2会議室等	(内容) 「全国若手議員の会」の研修会に参加	(備考) 自宅→新高岡駅→東京駅→東京都議会→宿舎→台東一丁目区民館→東京駅→新高岡駅→自宅	
経費の内容 *		金額 (単位:円)	経費の内容 *	金額 (単位:円)
鉄道・バス		26,160	宿泊料	7,698
タクシー 東京駅～都議会		4,200	食事代	
航空機			会費	
自家用車 37円 × 9km =		333		
リース車 18円 × km =		0		
有料道				
駐車場			合 計	38,391
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。 枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				
領 収 書 2025 年 01 月 16 日 -004 メーター運賃 ¥4,200 円 運賃料金計 ¥4,200 円 合計 ¥4,200円 (税率10%) 登録番号 T7013301004769 《お支払内訳》 iD 決済 ¥4,200 円 毎度ご乗車ありがとうございます。 お忘れ物、お気付きの点は 東 都 城 南 交 通 (株) 車両番号 001228 深 川 (営) TEL 03-3641-1760 無線配車センター TEL 03-3590-1010 ナビコード 5411-0744-1429 東都タクシー配車アプリ Android / iPhone対応				

- (注1) 備考欄または余白に、公
主な行程を記載すること
- (注2) 自家用車は利用距離数
- (注3) 経費項目の合計は自動計

3区間、自家用車利用の場合は
計算されます。

收受 令和 7 年 3 月 31 日
決裁 令和 7 年 3 月 31 日
処理 令和 7 年 3 月 31 日

宛名	自由民主党富山県議会議員会 横田誠二様
利用金額計	¥13,080- (消費税等込み) 税10%
お支払方法	クレジットカード扱い (カード番号 下4桁 ■■■■)
但し	JR乗車券類
予約番号	43572
購入日	2025年1月15日
備考	

登録番号：T1120001059675

きっぷの明細

乗車日	ご利用人数	ご利用区間	
2025年1月16日	おとな1人	乗車券	新高岡 - 東京 (片道乗車券)
		特急券	列車：新幹線つるぎ2号 区間：新高岡 - 富山 /
			列車：新幹線かがやき506号 区間：富山 - 東京 /

JR西日本旅客鉄道株式会社

本件は電子的に保持しているデータを画面表示したものです。

e5489領収書

DIP8631A2501152232131

表示日：2025年1月15日

宛名	自由民主党富山県議会議員会 横田誠二様
利用金額計	¥13,080- (消費税等込み) 税10%
お支払方法	クレジットカード扱い (カード番号 下4桁 XXXX)
但し	JR乗車券類
予約番号	42470
購入日	2025年1月15日
備考	

登録番号：T1120001059675

きっぷの明細

乗車日	ご利用人数	ご利用区間	
2025年1月17日	おとな1人	乗車券	東京 - 新高岡 (片道乗車券)
		特急券	列車：新幹線かがやき533号 区間：東京 - 富山
			列車：新幹線つるぎ39号 区間：富山 - 新高岡

 西日本旅客鉄道株式会社

本件は電子的に保持しているデータを画面表示したものです。

住所：
Agoda International Japan株式会社
東京都渋谷区
恵比寿南1-7-8
恵比寿サウスワン8階

予約番号 1501936540
支払日 January 16,
2025

領収書

宿泊者氏名 & 住所	
名前	自由民主党富山県議会議員会 横田誠二
請求書送付先	富山県高岡市美幸町1-2-55
E メールアドレス	

記述		合計
ホテル名	GLANSIT AKIHABARA COMFORT CAPSULE HOTEL	
期間	January 16, 2025 - January 17, 2025 (泊数 : 1泊)	
部屋タイプ	Standard Capsule - Male Only	
部屋数	1	
エクストラベッド数	0	
客室合計金額		USD 49.19
エクストラベッド合計金額		USD 0.00
総合金額		USD 49.19
合計お支払い金額		JPY 7,698 (USD 49.19)

この領収書は自動的に作成されています。

大庭嘉人



県外・海外 政務活動報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

議員名 横田 誠二

整理番号	1597
活動名称	全国若手議員の会研修会
目的	行政当局に対する政策提言の実施や、自身の政策立案能力の向上等のため、全国若手議員の会研修会に出席。
日程	令和7年1月16日(木)～ 令和7年1月17日(金)
場所 〔国名・都市名、施設名、訪問先等〕	東京都議会2階・第2会議室、台東一丁目区民館
相手方等 〔主催者、対応者、参加者、同行者等〕	・主催…全国若手議員の会 ・講師…矢田稚子総理補佐官 小松島市議会議員南部とおる氏 横浜市議会議員おさかべさやか氏 山阪佳彦氏、DAC Holdings 川崎恭子氏及び社員 ・出席…全国若手議員の会会員
行程・活動内容 行程…直行直帰(北陸新幹線利用、1泊2日) 内容…矢田総理補佐官から講演をいただいた中で、男女の賃金格差が大きいことを調べる。なぜそうなのか。 地方に残っても活躍ができないと言うことに繋がり、女性が流出して少子化になり、衰退していく負の連鎖を防ぐためにも、男女の賃金格差に焦点を当てて、分析・改善していくことが大切であることを学んだ。 また、その分析等は、自治体が希望すればサポートチームが有識者と共に解決に動くので、ぜひ活用して欲しいとのことで、模索したいと考える。 この他、第2部ではマインドセット次第で議会改革が進むということ等を学んだ。報道で記事にしてもらうことで、課題を前進させることが肝要であり、そのためには超党派＋中立な立場の専門家、タイミング、メディアへの事前案内が必要であることなど、具体的な知見を得ることができた。 第3部では、ハラスメントが起きないためにはどうすれば良いかを、ワークショップを通じて考えたが、各議員個々人で、自分がハラスメントと捉えるか否かの基準が異なることが明らかとなり、その確認作業の大切さも学ぶことができた。 第4部では、女性の活用を推進した企業から、女性管理職研修の実施や、外部教育機関の活用を図ること、取締役会への女性の参加を進めるなどした実事例をもとに、男女平等の推進について学ぶことができた。 以上の学びを、議会活動等に活かして行きたい。	

※日帰りの政務活動を含む。

令和6年11月29日

全国若手議員の会 各位

全国若手議員の会

会長 高橋 保(愛媛県西条市議会議員)

議会改革部会長 たぞえ 麻友(東京都目黒区議会)

こんにちは。議会改革部会より2024年1月16日(木)、17日(金)の2日間の研修会開催のご案内を申し上げます。

地方議会の役割は日々進化しており、議員の責任や働き方も大きく変化しています。今回の研修会では、一期目からできる議会改革について、また議会改革含めて議会での自分の戦略的立ち位置について考える機会をご提供できたらと考えています。また、一人一人が持続的な議員活動を過ごせるよう、また誰もが活躍できる議会となるよう、議会改革そしてハラスメント防止について学び、実践していきましょう。また、参加者同士が意見交換し、議員としてのネットワークを広げるための懇親会も設けております。意見交換の場としても大変貴重な機会ですので、奮ってご参加ください。

申し込みはこちらから  申し込み締め切り⇒12月18日(水)23:59

<https://forms.gle/badPgckkgBqVLDmV6>

<1日目>

2024年1月16日(木)

会場:東京都議会2階・第二会議室(100名定員)

東京都新宿区西新宿2丁目8-1

■受付開始 12:45～

■第一部 13:00～

基調講演 矢田稚子総理補佐官

新たに設けられた賃金・雇用担当の総理補佐官として、働く人の声を施策に反映させるべくご尽力されています。男女の賃金格差や就職氷河期世代への対策、職場でのダイバーシティ&インクルージョンについてお話いただく予定です。

https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/meibo/hosakan/yata_wakako.html



■第二部 14:30～

「全若議員がやるべき第一歩～議会改革でめざせD&I」

①「議会改革事例とマインドセット」

講師：徳島県小松島市議会議員 南部とおる氏

当選4日後に出産した議員のために、議会図書室の一角に授乳室を費用をかけず作ることを提案・実現し、マニフェスト大賞エリア選抜。「インクルージョン議会」の特性を活かすこと、マインドセット次第で議会改革が進むことをお話しいたします。

<https://nanbutohru.amebaownd.com/>



②「議員の働き方見える化アンケートの結果とその後の変化」

講師：横浜市会議員 おさかべさやか氏

著書「マタハラ問題」「ずっと働ける会社」マタハラ問題の提言、働き方の多様性について取り組まれてきました。子育てしながらの選挙や議員活動に疑問をもち、一都三県の子育て議員対象にアンケート調査を実施し、提言を続けておられます。アンケート調査のきっかけや結果についてお話しいたします。

<https://www.osakabe-sayaka.com/>



③資質向上ワークショップ

ファシリテーター：議会改革部会

ご自身の議会はどう議会改革を進めるのか、意見交換しましょう。

<2日目>

2024年1月17日(金)

会場:台東一丁目区民館

東京都台東区台東1丁目25-5(秋葉原駅より徒歩7分)

<https://www.city.taito.lg.jp/kusei/shisetsu/hall/kuminkan/kuminkan1.html>

■第三部 10:00～

会場:多目的ホール(100名定員)

「全若議員がやるべき第一歩～ハラスメントが起きる前に～」

講師:山阪佳彦氏

ファシリテーター:WOMAN SHIFT

議会内でのハラスメントが発生または叫ばれると、市民に向けるべき意識も時間も削がれます。日頃から、お互いの行動や発言の背景を話し合うことで、ハラスメントが起きない、叫ばれない議会の下地づくりをしませんか。話し合いツールを使ってワークショップを行います。

※ワークショップの時間が人数によって変動するため、ワークショップが早く終わった場合は以下の取り組みについてお話しいただくことも考えています。

・デザイン都市あさひかわ 講師:山阪佳彦氏

<https://creatorsmap.jp/creator/design/486.html>

(※お昼ご飯は秋葉原界限でお食事してください)

■第四部 13:15～

会場:第一集会室(50名定員)

「世界で一番働きたい会社をつくる」

東京都「心のバリアフリー」好事例企業に選出、「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業 知事特別賞」として表彰されるなど、社内のダイバーシティ&インクルージョンに取り組まれている企業です。アメリカ研修に行かれた社員の方からも研修の成果を共有いただき、意見交換を行います。

DAC Holdings

川崎恭子氏、社員の方々

<https://www.dac-group.co.jp/>

(14:45 終了予定)

申し込みはこちらから

<https://forms.gle/badPgckkgBqVLDmV6>

申し込み締め切り⇒ 12月18日(水)23:59

問合せ

議会改革部会 田添 090-2657-8088

古池 080-5487-3085

備考欄:

<オープンチャット>

ご用意しましたので、入室をぜひ！

※必須ではありません。緊急時の連絡などが流れます。当日入室OK！⇒ <https://x.gd/KQzeo>

<おすすめホテル>

(二日目の会場の最寄りの秋葉原駅周辺でご提示しています)

- 秋葉原ワシントンホテル <https://washington-hotels.jp/akihabara/>
- アパホテル秋葉原駅前 <https://www.apahotel.com/hotel/syutoken/tokyo/akihabara-ekimae/>

報告日 令和7年3月31日

調査研究・研修・広聴広報・要請陳情等 活動実績報告書 会派名 自由民主党富山県議会議員会
報告者 横田 誠二

整理番号	1598	使途項目 *	02_研修費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
活動期間	令和7年1月28日 から 令和7年1月28日 まで	活動の概要 *	富山県議会会派自民党議員会1期生研修会及び陳情	
場所	衆議院議員会館及び 総務省、NEXCO東日本等	(内容) 富山県議会の会派・自民党議員会1期生による研修会及び国会議員への令和7年度当初予算措置要望に参加	(備考) 自宅→新高岡駅→東京駅→東京都内→東京駅→新高岡駅→自宅	
経費の内容 *		金額 (単位:円)	経費の内容 *	金額 (単位:円)
鉄道・バス		23,740	宿泊料	
タクシー			食事代	
航空機			会費	
自家用車 37 円 × 9 km =		333		
リース車 18 円 × km =		0		
有料道				
駐車場			合 計	24,073
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。 枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は
主な行程を記載すること。
(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

収受 令和 7 年 3 月 31 日
決裁 令和 7 年 3 月 31 日
処理 令和 7 年 3 月 31 日

宛名	自由民主党富山県議会議員会 横田誠二様
利用金額計	¥11,480-（消費税等込み）税10%
お支払方法	クレジットカード扱い（カード番号 下4桁 ■■■■）
但し	JR乗車券類
予約番号	41149
購入日	2025年1月7日
備考	

登録番号：T1120001059675

きっぷの明細

乗車日	ご利用人数	ご利用区間	
2025年1月28日	おとな1人	乗車券	富山 - 東京（片道乗車券）
		特急券	列車：新幹線かがやき500号 区間：富山 - 東京

JR西日本旅客鉄道株式会社

本件は電子的に保持しているデータを画面表示したものです。

宛名	自由民主党富山県議会議員会 横田誠二様
利用金額計	¥12,260- (消費税等込み) 税10%
お支払方法	クレジットカード扱い (カード番号 下4桁 ■■■■)
但し	JR乗車券類
予約番号	41003
購入日	2025年1月7日
備考	

登録番号：T1120001059675

きっぷの明細

乗車日	ご利用人数	ご利用区間	
2025年1月28日	おとな1人	乗車券	東京 - 新高岡 (片道乗車券)
		特急券	列車：新幹線はくたか569号 区間：東京 - 新高岡

JR西日本旅客鉄道株式会社

本件は電子的に保持しているデータを画面表示したものです。

県外・海外 政務活動報告書

会派名 自由民主党富山県議会議員会

議員名 横田 誠二

整理番号	1598
活動名称	富山県議会会派自民党議員会1期生研修会及び陳情
目的	行政課題の把握や政策立案能力向上を図るための研修会及び令和7年度当初予算の富山県への措置要望を、県選出国會議員に実施するため参加。
日程	令和7年1月28日(火)～ 令和7年1月28日(火)
場所 〔国名・都市名、施設名、訪問先等〕	衆議院議員会館及び総務省、NEXCO東日本等
相手方等 〔主催者、対応者、参加者、同行者等〕	・主催…富山県議会会派自民党議員会1期生 ・講師…上田、橋本議員 総務省行政局審議官 新田一郎氏 NEXCO東日本取締役・経営企画本部長 伊勢田敏氏 野上、堂故参議院議員 農林水産省職員 ・出席…富山県議会会派1期生会員

行程・活動内容

行程…直行直帰(北陸新幹線利用、日帰り)

内容…上田、橋本議員事務所を訪問し、令和7年度当初予算の富山県への措置を陳情するとともに、

政府関係機関の富山県への移転についての支援についても要請。(野上、堂故参議院議員も同内容で訪問)

総務省では、新田審議官から、諸外国の都市制度をもとに、これからの地方自治の在り方について研修をいただいた。本年6月～7月に広域連携の研究会の報告書を出す予定とのこと。

今後は人口減少で職員も減少し、市町村が仕事ができなくなる中で、都道府県の役割は市町村を助けること、

また、大学の在り方についても、最初は私立が立ち行かなくなるので、県が介入して役割分担をさせること、

地域大学ホールディングスの考え方を有する必要性等をご教授いただいた。インフラ管理、システムは、

長野県が進んでいるとのこと、先進事例として学び、R7.2議会で公共施設管理等の質問を行った。

また、NEXCO東日本では、富山県出身の伊勢田氏より、災害時における道路の維持管理について議論を

交わすとともに、今後の高速道路の展望についてご教授賜ったところであり、能越自動車道の一元管理

について、京都縦貫道全線のNEXCOへの移管についての具体的事例を提示いただいた。

※日帰りの政務活動を含む。

自由民主党富山県議会議員会一期生勉強会

@東京 2025.1.28(火)

① 11時～12時：10時30分～11時⇒上田英俊衆議院議員

11時～11時30分⇒橘慶一郎衆議院議員

② 12時30分～13時30分：総務省 行政局審議官 新田一郎

「地方自治の在り方について」@行政局審議官室

③ 14時～15時：NEXCO 東日本 取締役&経営企画本部長 伊勢田敏

「北陸地方の今後の高速道路の展望について」@本社14階会議室

④ 15時20分～16時20分：15時20分～15時50分⇒野上浩太郎

15時50分～16時20分⇒堂故 茂

⑤ 16時30分～17時30分：農林水産省

「食料・農業・農村基本法改正法について」@参：議員会館会議室

※①及び④は、富山県選出国會議員を訪問し、令和7年度の富山県関連予算要

望事項の措置要望及び国会情勢について調査

政務活動費対象事業 実績報告書

報告日

令和7年3月31日

会派名

自民党富山県議会議員会

報告者

横田 誠二

整理番号	1599	事業概要 *	HP管理料 (R7.1~3月分)、活動報告書用写真撮影料、		
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
上記 事業に 要した 経費	経費の内容 *	金額 (円) *	備 考		
	HP管理料 1月分	5,000	/ 10,000 円 × 50% = 5,000 円		
	HP管理料 2月分	5,000	/ 10,000 円 × 50% = 5,000 円		
	HP管理料 3月分	5,000	/ 10,000 円 × 50% = 5,000 円		
	写真撮影料 3月13日	13,200	/ 令和7年2月定例会		
	《合 計》 *	28,200	/		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領 収 証

横田 誠二 様 No.

★ 13,200

内 訳

現金

小切手

手形

消費税額等(%)

12月 27/08

但 議会振込A/Vにて
令和7年3月21日 上記正に領収いたしました

収入印紙

おおほすてい

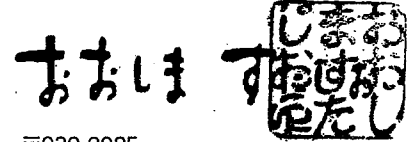
T930-0985 富山県富山市田中町3-2-2
TEL076(433)0455
FAX076(433)0453

收受 令和 7 年 3 月 27 日
決裁 令和 7 年 3 月 31 日
処理 令和 7 年 3 月 31 日

請 求 書

令和7年 3月 17日

横田 誠二 様



〒930-0985
富山市田中町三丁目9番29号
TEL 076-433-0455
FAX 076-433-0453

ご請求額 ￥ 13,200

	細目	数量	単価	計
3月13日	議会撮影	1	12,000	12,000
			小計	12,000
			消費税 (10%)	1,200
			合計	13,200

振込先 北陸銀行新庄支店
普通預金 4457620
大志摩賢太郎
(オオシマケンタロウ)



021-2503130222



022-2503130223



023-2503130224



024-2503130226



025-2503130235



026-2503130236



027-2503130247



028-2503130273



029-2503130274



030-2503130279



031-2503130281



032-2503130283



033-2503130286



034-2503130296



035-2503130302



036-2503130315



037-2503130316



038-2503130320



039-2503130327

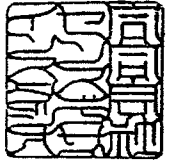


040-2503130328

請求書

自由民主党富山県議会議員会 横田誠二 御
中

合同会社 SENSE design studio
登録番号:T3230003001317



〒933-0913
富山県高岡市本町3-4
本町ビル 2F
TEL: 0766-54-5755
FAX: 0766-54-5750

請求書番号: 221622
請求日: 2025/01/31
お支払期限: 2025/02/28

件名: HP運営/保守管理費

請求金額 10,000 円

品目・納品書番号	単価	数量	単位	価格
◆HP/サーバー保守・管理費 2025年1月	10,000	1	ヶ月	10,000
小計				10,000
うち消費税額合計				909
合計				10,000

税率別内訳	税抜金額	消費税額	税込金額
10%	9,091	909	10,000

領収書

自由民主党富山県議会議員会 横田誠二 御中

発行日: 2025/01/31
領収書番号: 13

合計金額 10,000 円

小計	10,000円
うち消費税 (内訳)	909円
10%対象	9,091円(消費税 909円)
◆HP/サーバー保守・管理費 2025年1月	

合同会社 SENSE design studio
登録番号:T3230003001317

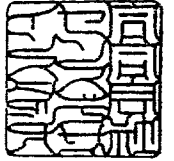
〒933-0913
富山県高岡市本町3-4
本町ビル 2F
TEL: 0766-54-5755
FAX: 0766-54-5750



請求書

自由民主党富山県議会議員会 横田誠二 御
中

合同会社 SENSE design studio
登録番号:T3230003001317



〒933-0913
富山県高岡市本町3-4
本町ビル 2F
TEL: 0766-54-5755
FAX: 0766-54-5750

請求書番号: 221623
請求日: 2025/02/28
お支払期限: 2025/03/31

件名: HP運営/保守管理費

請求金額 10,000 円

品目・納品書番号	単価	数量	単位	価格
◆HP/サーバー保守・管理費 2025年2月	10,000	1	ヶ月	10,000
小計				10,000
うち消費税額合計				909
合計				10,000
税率別内訳				
	税抜金額	消費税額	税込金額	
10%	9,091	909	10,000	

領収書

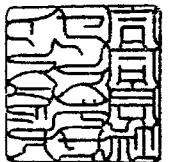
自由民主党富山県議会議員会 横田誠二 御中

発行日: 2025/02/28
領収書番号: 14

合計金額 10,000 円

小計 10,000円
うち消費税 909円
(内訳)
10%対象 9,091円(消費税 909円)
◆HP/サーバー保守・管理費 2025年2月

合同会社 SENSE design studio
登録番号:T3230003001317

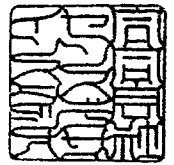


〒933-0913
富山県高岡市本町3-4
本町ビル 2F
TEL: 0766-54-5755
FAX: 0766-54-5750

請求書

自由民主党富山県議会議員会 横田誠二 御
中

合同会社 SENSE design studio
登録番号:T3230003001317



〒933-0913
富山県高岡市本町3-4
本町ビル 2F
TEL: 0766-54-5755
FAX: 0766-54-5750

請求書番号:221624
請求日: 2025/03/24
お支払期限: 2025/04/30

件名: HP運営/保守管理費

請求金額 10,000 円

品目・納品書番号	単価	数量	単位	価格
◆HP/サーバー保守・管理費 2025年3月	10,000	1	ヶ月	10,000
小計				10,000
うち消費税額合計				909
合計				10,000
税率別内訳				
	税抜金額	消費税額	税込金額	
10%	9,091	909	10,000	

領収書

自由民主党富山県議会議員会 横田誠二 御中

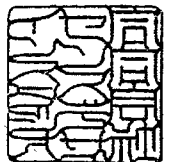
発行日: 2025/03/24
領収書番号:15

合計金額 10,000 円

小計 10,000円
うち消費税 909円
(内訳)
10%対象 9,091円(消費税 909円)
◆HP/サーバー保守・管理費 2025年3月

合同会社 SENSE design studio
登録番号:T3230003001317

〒933-0913
富山県高岡市本町3-4
本町ビル 2F
TEL: 0766-54-5755
FAX: 0766-54-5750



政務活動費対象事業 実績報告書

報告日

令和7年3月31日

会派名

自民党富山県議会議員会

報告者

横田 誠二

整理番号	1600	事業概要 *	新聞購読料 1~3月分
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容			
上記 事業に 要した 経費	経費の内容 *	金額 (円) *	備 考
	北日本新聞 1~3月分	12,000	4,000円 x 3 1/9 2/9 3/9
	富山新聞 1~3月分	11,640	3,880円 x 3 2/3 2/8 3/1
	聖教新聞 1~3月分	5,802	1,934円 x 3 1/31 2/8 3/1
	《合 計》 *	29,442	/ /

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならない)

領 収 証
横田 誠二 様

美幸町1丁目 2-55

銘 柄 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*北日本新聞朝刊	1	4,000	

便利な口座振替をご利用下さい。
詳しくは当営業所まで、

■ (株)北日本新聞サービスセンター

登録番号 T7230001000746

【お客様の個人情報は、新聞の配達・貸金・営業業務に利用させていただきます】

2025年 1月分

2390区 257.00クレ

お問合せNo. [REDACTED]

(8%対象 4,000 税 296)

(10%対象 0 税 0)

合計金額

4,000 円

KS高岡丸の内

高岡市大坪町1丁目1-6

Tel0766(23)5260

1 月 9 日

領 収 証
横田 誠二 様

美幸町1丁目 2-55

銘 柄 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*北日本新聞朝刊	1	4,000	

便利な口座振替をご利用下さい。
詳しくは当営業所まで、

■ (株)北日本新聞サービスセンター

登録番号 T7230001000746

【お客様の個人情報は、新聞の配達・貸金・営業業務に利用させていただきます】

2025年 2月分

2390区 257.00クレ

お問合せNo. [REDACTED]

(8%対象 4,000 税 296)

(10%対象 0 税 0)

合計金額

4,000 円

KS高岡丸の内

高岡市大坪町1丁目1-6

Tel0766(23)5260

2 月 9 日



收受 令和 7 年 3 月 31 日
決裁 令和 7 年 3 月 31 日
処理 令和 7 年 3 月 31 日

横田 誠二 様

美幸町1丁目 2-55

銘柄 (*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*北日本新聞朝刊	1	4,000	

便利な口座振替をご利用下さい。
詳しくは当営業所まで、

2025年 3月分

2390区 257.00クレ

お問合せNo. [REDACTED]

(8%対象 4,000 税 296)

(10%対象 0 税 0)

合計金額

4,000 円

KS高岡丸の内

高岡市大坪町1丁目1-6

TEL 0766 (23) 5260

3 月 9 日

領収証

25 年 01 月分 2025年2月3日 No. [REDACTED]

お名前 横田 誠二 様

登録番号: T8230001003731

ご住所 美幸町1丁目 2-55

8%対象税込額 3,880
うち8%税額 287
10%対象税込額 0
うち10%税額 0

繰越額

合計金額

3,880

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,880

富山新聞販売(株)

高岡センター
高岡市中川園町7-17
TEL (0766) 26-7968
FAX (0766) 26-3460

領収証

25 年 02 月分 2026年2月28日 No. [REDACTED]

お名前 横田 誠二 様

登録番号: T8230001003731

集金担当

ご住所 美幸町1丁目 2-55

8%対象税込額 3,880
うち8%税額 287
10%対象税込額 0
うち10%税額 0

繰越額

合計金額

3,880

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,880

富山新聞販売(株)

高岡センター
高岡市中川園町7-17
TEL (0766) 26-7968
FAX (0766) 26-3460

領収証

25 年 03 月分 2026年3月27日 No. [REDACTED]

お名前 横田 誠二 様

登録番号: T8230001003731

集金担当

ご住所 美幸町1丁目 2-55

8%対象税込額 3,880
うち8%税額 287
10%対象税込額 0
うち10%税額 0

繰越額

合計金額

3,880

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,880

富山新聞販売(株)

高岡センター
高岡市中川園町7-17
TEL (0766) 26-7968
FAX (0766) 26-3460※は軽減税率対象品目
金額は税込金額お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。
クレジットカード決済も承ります。

集金担当

横田 誠二 様

ご購読ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2025 年 1 月分(1/01~1/31) 領収日 月 日

領収金額 ￥1,934

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 1,934円 消費税 143円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 山内 信人
登録番号:T9810831565599
住 所 高岡市五福町7-16
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. [REDACTED]



横田 誠二 様

ご購読ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2025 年 2 月分(2/01~2/28) 領収日 月 日

領収金額 ￥1,934

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 1,934円 消費税 143円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 山内 信人
登録番号:T9810831565599
住 所 高岡市五福町7-16
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. [REDACTED]



新聞購読料 領収証

横田 誠二 様

ご購読ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2025 年 3 月分(3/01~3/31) 領収日 月 日

領収金額 ￥1,934

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 1,934円 消費税 143円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 山内 信人
登録番号:T9810831565599
住 所 高岡市五福町7-16
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. [REDACTED]



政務活動費対象事業 実績報告書

報告日

令和7年3月31日

会派名

自民党富山県議会議員会

報告者

横田 誠二

整理番号	1601	事業概要 *	家賃 2 月分 及び 3 月分 電気料 2 月分
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	令和7年1月31日付け契約に基づき、月額45,000円（ガス・水道料金を含む）		
上記 事業に 要した 経費	経費の内容 *	金額（円） *	備 考
	家賃 2 月分	22,500	45,000 円・月額 × 50% = 22,500 円
	家賃 3 月分	22,500	45,000 円・月額 × 50% = 22,500 円
	電気料 2 月分	10,331	20,663 円・月額 × 50% = 10,331 円
	《合 計》 *	55,331	／／

《領収書貼付枠》 （原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	振込番号	処理番号	日 付
お振込	0011673	07-03-24	
銀行番号	預金店番号	科 目・口座番号	取扱店番号
			106
振 替 枚 数		硬 貨 枚 数	
万円	五千円	二千円	千円
500円	100円	50円	10円
5円	1円		
0030000000000000		000000000000	
時 刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お 取 引 金 額	
12:28	¥550 円	¥20,663 円	
お つ り		お 振 込 後 の 残 高 *	
¥8,787 円			

手数料のうち振込手数料 ¥550
000017

ワシキタビル ワシキタ リンイチ 様

ヨコタ セイジ 様

電話番号 0766-25-4017

裏面もあわせてご覧ください。

南(201)5042 1/ 2024.3 10巻×500 OK

收受 令和 7 年 3 月 31 日
決裁 令和 7 年 3 月 31 日
処理 令和 7 年 3 月 31 日

領收書

横田 誠二 様

2025-01-31

REC-0000000173

T8230002011345

有限会社 酢谷不動産

933-0942

富山県高岡市川原町2番3号

TEL:0766-25-3609

FAX:0766-25-6463

件名 北建ビル 1F

合計金額	90,000 円
------	----------

[illegible]

小計	90,000円
消費税	0円
合計	90,000円

備考

御 請 求 書

横田 誠二 様



〒933-0941

富山県高岡市内免3丁目4番21号

TEL:0766-25-0582 (自宅)

TEL:0766-23-3666 (北建コンサル株式会社)

※驚北慎一はインボイス登録していません

下記の通りご請求申し上げます

件名：北建ビル1階テナント電気使用料金として（令和7年2月1日～令和7年2月28日）

ご請求金額 ￥20,663

(10%消費税 ￥1,878 込み)

令和7年2月分 電気料金計算 請求書

令和7年3月15日

横田 誠二様	基本料金(A)	力率割引(増額)(B)	使用電力量(kWh)	電力料金(C)		燃料費調整額(D)		再生可能エネルギー発電促進賦課金(E)		容量拠出金反映額(F)		電気料金合計
				単価	料金	単価	料金	単価	料金	単価	料金	B+C+D+E+F
	¥96,941	13%(面積率)	371	¥12.08	¥4,482	¥1.53	¥568	¥3.49	¥1,295	¥13,200	¥1,716	¥20,663

検針日:令和7年3月1日検針

料金明細書

作成年月日 2025年3月11日
登録番号 T21200020670
Japan電力株式会社

ご契約内容

お客様番号	C101475071
供給地点特定番号	051000000000000761800000
需要先名称	驚北ビル 驚北慎一 驚北ビル
需要先住所	富山県高岡市内免 3丁目3番6号
契約種別	季節別電力
契約電力	48.0kW
使用電力量	8730 kWh
当月力率	100 %
当月最大需要電力	43 kW

指示数のお知らせ

	当月(本線/予備線)	前月(本線/予備線)
全日	458.69 / 0.00	422.32 / 0.00
有効	360.16 / 0.00	332.22 / 0.00
無効	0.67 / 0.00	0.67 / 0.00
変率	240	

最大需要電力の履歴

2025年2月	2025年1月	2024年12月	2024年11月	2024年10月	2024年9月
43 kW	35 kW	27 kW	20 kW	19 kW	34 kW
2024年8月	2024年7月	2024年6月	2024年5月	2024年4月	2024年3月
48 kW	33 kW	20 kW	13 kW	16 kW	28 kW

料金内訳 (ご使用期間 2025年2月1日 ~ 2025年2月28日)

料金項目	契約電力/使用電力量	単価	金額	備考
高圧				
基本料金	48kW			20250201-20250228
電力量 他季料金	8,730kWh	2,376.00円/kW	96,940.80円	
燃料費等調整額	8,730kWh	12.08円/kWh	105,458.40円	対象電力使用量 8730kWh
再生エネルギー発電促進賦課金	8,730kWh	1.53円/kWh	13,356.90円	対象電力使用量 8730kWh
容量拠出金反映額		3.49円/kWh	30,467.00円	対象電力使用量 8730kWh
			13,200.00円	

ご請求金額	259,423円
消費税相当額(再掲)	23,583円
消費税10%対象金額	235,840円
消費税10%相当額	23,583円
非課税対象金額	0円

お知らせ

消費税相当額(再掲)は、税別プランの場合、内税を除く税別分の消費税金額が表示されます。

政府の支援でご請求金額(燃料費等調整額)は以下の値引きをしております。
2025年2月分～2025年3月分[1.3円/kWh]、2025年4月分[0.7円/kWh]となります。
※金額は税込みです。ご請求月とご使用期間により値引き適用外となる場合がございます。

事業用賃貸借契約書 (事務所)

貸主 (代理) 有限会社酢谷不動産 (以下「甲」という。) と借主 富山県議会議員 横田誠二 (以下「乙」という。) は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書 (1) 目的物件の表示

建 物	名 称	北建ビルテナント 1階 1-1 号室 区画番号 ()		
	所 在 地	(住居表示) 高岡市内免三丁目3番6号		
		(登記簿) 高岡市内免三丁目500番地3、501番地2		
	構 造	木造・ <u>鉄骨造</u> ・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・ <u>陸屋根</u> ・その他 () / (4) 階建 / 全 () 戸		
	種 類	事務所	新築年月	平成6年 11月 30日
	面 積	104.37㎡ (登記1F208.74㎡)	備 考	
附 属 施 設				

頭書 (2) 事業内容 (具体的に記載すること)

事務所

頭書 (3) 契約期間

2025年 2月 1日 から	2027年 1月 31日まで (2年間)
目的物件の引渡し時期	2025年 2月 1日

頭書 (4) 賃料等

賃 料	月額 45,000 円 (内消費税相当額 4,091 円) 消費税率 10%	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %
家 財 保険料	加入要 円	敷 金	90,000 円 (賃料 2ヶ月分)
附 属 施設料	月額 円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %	保証金	円 (賃料 ヶ月分)
償 却		家財保険	加入要
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の月額支払金額の合計		月額 45,000 円 (内消費税相当額 4,091 円)	消費税率 10 %
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
賃料等の支 払方法	☐ 振 込	振込先金融機関名: 預金: 普通 当座 口座番号: 口座名義人: 振込手数料負担者: 借主	
	☐ 持 参	持 参 先	
	☒ 口座引落	委託会社名	アークシステムテクノロジーズ株式会社 (宅建保証CIZ)

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	
	(自 宅) TEL	
	(勤務先) TEL	(会社名・部署名)
	(携 帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名	北建コンサル株式会社
	住所	高岡市内免3丁目3番6号
	適格請求書発行事業者登録番号	T2230001009899

管理業者	商号又は名称	
	所在地	TEL
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号 XXXXXXXXXX) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☐ 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	☒ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	アークシステムテクノロジーズ株式会社(宅建保証CIZ)
		主たる事務所の所在地	東京都品川区東五反田3-16-47Trinity Bldg. 2F
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(2)第 31 号

頭書(8) 更新に関する事項

前項の期間が満了する日の6ヶ月前から3ヶ月前の間に、当事者のいずれからも相手方に対して契約の更新を拒絶する旨の書面による申入れが行われなかった場合、本契約は従前と同一の条件で、さらに2年間更新されるものとします(自動更新)。

頭書(9) 特約事項

1. 頭書(2)以外の目的に使用しないこととします。
2. 使用内容が変更になったときは、予め甲に連絡・確認を行うものとします。
3. 自治会費等・敷地内及び駐車場の除雪・除草については乙の費用負担にて実施します。
4. 契約期間・更新については契約書に準ずるが甲・乙に不都合が生じたとき、及びその他契約期間内に生じる何如なる事項についても甲・乙両者善意を以って協議し取決めるものとします。
5. 賃貸スペースの手直し(リフォーム・補修等)については、乙の費用負担とし甲の了解を得るものとします。
6. 退去時には、破損・汚損箇所の原状回復を実施することとします。
7. 退去時には、建物内・外残物を残さないものとします。
8. 退去時に於ける乙より甲への買取請求権は発生しないものとします。
9. 本賃貸借物件は現在の建築基準法の耐震構造条件の確認をしていない事、石綿使用調査の確認もしていない事を了承し、天災地変等の災害等が発生し建物が倒壊等の損傷で乙に健康上の問題等いかなる損害が発生しても甲及び仲介業者に一切の損害賠償請求は行わないものとします。
10. 乙は、アークシステムテクノロジーズ株式会社(宅建保証CIZ)との締結をすることとします。
11. アークシステムテクノロジーズ株式会社(宅建保証CIZ)との保証委託契約を締結する場合、賃貸借契約書の内容にかかわらず、賃料等の支払い及び振替手数料、更新料は保証会社の契約内容に従うものとします。
12. 当該物件の水害ハザードマップ上の所在地をご確認下さい。現地店での浸水想定地域外に位置する建物でもハザードマップが更新され、浸水想定区域内となることがあり、また、浸水想定地域外でも浸水が発生する場合がありますことをご承知おき下さい。
13. 電気料金の支払いについては、甲より乙の負担額を計算し請求するものとし、その金額を甲に支払うものとします。ガス・水道料金は賃料に含みます。
14. 借家人賠償保険(火災保険)に加入し写しを甲に渡すものとします。
15. テナント前の駐車スペース1台分は賃料に含まれていますが、他スペースが空いているからと無断駐車しないものとし、必要台数は賃貸借契約をするものとします。
16. 合同会社SENSE design studioとの共同賃貸借契約を甲は同時に締結します。両契約者間で発生した事項(契約違反、支払い問題、契約解約等)については、甲及び仲介業者は関知しないものとします。両契約者間での責任において対応ください。

以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

7年 / 月 31日

乙・借主 甲・貸主	氏名 横田 誠二	TEL 0766-25-4017
	住所 高岡市美幸町1-2-55	
甲・貸主 乙・借主	氏名 富山県高岡市内免三丁目3番6号 北建コンサル株式会社	TEL 0766-23-3666
	住所 代表取締役社長 鷺 北 慎一	
丙・ 連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
	極度額	

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	高岡市川原町2番3号 0766 (25) 3609	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社酢谷不動産	商号又は名称	
	代表者の氏名	清水 悟	代表者の氏名	印
	免許証番号	富山県 知事 (6) 第2393号	免許証番号	大臣 知事 () 第 号
宅地建物取引士	氏 名		氏 名	
	登録番号	() 第 号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	有限会社酢谷不動産 高岡市川原町2番3号 0766 (25) 3609	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 前項の規定により敷金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに敷金の不足額を補填しなければならない。

4 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

5 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から差し引き、なお残額がある

場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 前項の規定により保証金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに保証金の不足額を補填しなければならない。
- 4 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 5 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を差し引き、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、甲の定める承諾料その他の承諾の条件に従うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三 騒音等の迷惑行為を行うこと

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換又は複製を、甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、本物件内に破損等修繕を要する箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れたことにより甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うものとする。

一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え

二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき

二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙

に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
- 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

五 銀行取引の停止

六 破産手続きの開始

七 民事再生手続きの開始

八 会社更生手続きの開始

九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一 第7条の確約に反する事実が判明したとき

二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは、甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、本契約が終了した日の翌日から明渡し完了の日まで賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備・その他物品等を全て撤去するものとする。
- 3 乙は、甲に対する造作買取請求権及び有益費償還請求権を放棄するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 名称変更、営業目的の重大な変更、合併・会社分割等があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(遅延損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる一切の乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
 - 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
 - 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき
 - ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力若しくは資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人又は家賃債務保証業者に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

重要事項説明書[事業用建物賃借]

令和 7 年 1 月 30 日

富山県議会議員 横田誠二

様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の口欄に☑印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。☑印のない口欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所所在地	富山県高岡市川原町2番3号	主たる事務所所在地	☑
	TEL	0766-25-3609	TEL	
	商号又は名称	有限会社 酢谷不動産	商号又は名称	
代表者の氏名	清水 悟	代表者の氏名		
	免許証番号	富山県知事 (6) 第 2393 号	免許証番号	() 第 号
説明をする宅地建物取引士	氏名	■■■■■	氏名	
	登録番号	(■■■) 第 ■■■ 号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する事務所名	有限会社 酢谷不動産	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地	富山県高岡市川原町2番3号	事務所所在地	
	TEL	0766-25-3609	TEL	
取引態様	媒介			
供託等に関する説明	宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地			
	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号			
	所属地方本部の名称及び所在地			
	※「公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照			
弁済業務保証金の供託所及び所在地				
東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号				

貸主の表示

貸主の住所・氏名	住所 高岡市内免3丁目3番6号
	氏名 北建コンサル株式会社
TEL 0766-23-3666	

建物の表示

名 称	北建ビルテナント			1 階	号室
				区画番号(	)
所 在 地	(住居表示) 高岡市内免3丁目3番6号				
	(登記簿) 高岡市内免3丁目500番地3, 501番地2 家屋番号500番3				
用 途	☒ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 店舗事務所 ☐ 倉庫 ☐ ()				
構 造	鉄骨造		陸屋根	4 階建	
種 類	ビル		新築年月	平成 6 年 11 月	
床 面 積	208.74 m ²	備 考	1Fのみ賃貸 104.37m ² (面積半分)		
附属施設					

I 対象となる建物に直接関係する事項

1 登記記録に記録された事項等 (令和 6 年 7 月 31 日現在) ☒ 詳細は別添の登記事項証明書等参照。

権利部 (甲区)	名義人	住 所	高岡市内免3丁目3番6号
		氏 名	北建コンサル株式会社
権利部 (乙区)	所有権にかかる権利に関する事項 (☐ 有 ・ ☒ 無)	☐ 差押登記 ☐ 仮差押 ☐ 仮処分 ☐ 所有権移転仮登記 ☐ ()	
	所有権以外の権利に関する事項 (☐ 有 ・ ☒ 無)	☐ 抵当権 ☐ 根抵当権 ☐ 質借権 ☐ ()	
登記名義人と貸主が ☒ 同じ ・ ☐ 異なる→理由: ☐ 転貸借 ・ ☐ 相続 ・ ☐			
備考			

2 法令に基づく制限の概要等

法 令 名	☐ 新住宅市街地開発法32条1項の制限		
	☐ 新都市基盤整備法51条1項の制限		
	制限: ☐ 流通業務市街地の整備に関する法律38条1項の制限		
制 限 の 内 容			
当 該 建 物 の 存 在 する 地 域	宅地造成及び特定盛土等 規制法	造成宅地防災区域	☒ 外 ・ ☐ 内 → 説明
	土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域	☒ 外 ・ ☐ 内 → 説明
	津波防災地域づくり法	津波災害警戒区域	☒ 外 ・ ☐ 内 → 説明 ・ ☐ 未指定
	都市計画法・建築基準法	都市計画区域 区域区分	内 市街化区域
			外
		用途地域	準工業地域
☒ 資料参照	都市計画施設の区域	☐ 外 ・ ☐ 内	
備 考			

※店舗、事務所、倉庫その他用途によって、別に消防法、風営法その他法令の制限を受けることがあります。その場合は、具体的な利用計画についてその他の法令の制限の確認が必要になります。

3 水防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該建物の所在地

水害ハザード マップの有無	洪水	☒ 有 図面名称: 高岡市洪水ハザードマップ	☐ 無(照会先: 高岡市)
	雨水出水(内水)	☒ 有 図面名称: 高岡市内水ハザードマップ	☐ 無(照会先: 高岡市)
	高潮	☐ 有 図面名称:	☒ 無(照会先:)
水害ハザードマップに おける建物の所在地	☒ 該当する図面(ハザードマップ)における当該建物の所在地については別添のとおりです。 なお、水害ハザードマップに記載されている内容については今後変更される場合があります。		
備 考			

4 建物建築の工事完了時における形状・構造等(未完成物件のとき)

本物件は未完成物件に	☐ 該当します。(※資料にて完成時の形状を説明します。)	☒ 該当しません。
------------	---	---

5 建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

石綿使用調査結果の記録の有無	石綿使用調査の内容
☒ 無 ☐ 不明 ☐ 有	【照会先】※所有者に当該調査の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者、管理組合及び施工会社にも問い合わせしております。 ☐ 所有者 ☐ 管理業者 () ☐ 管理組合(区分所有建物の場合) ☐ 施工会社 () 【石綿使用調査結果の内容は以下のとおりです】 ・石綿使用調査結果の記録(調査年月日 年 月 日) ・調査の実施機関 _____ ・調査の範囲 _____ ・石綿使用の有無 ☐ 有 ☐ 無 (石綿の使用が有る場合) ・石綿が使用されている箇所 _____
備 考	

6 建物の耐震診断に関する事項

耐震診断の有無	耐震診断の内容
☒ 無 ☐ 有	【照会先】※所有者に当該耐震診断の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者及び管理組合にも問い合わせしております。 ☐ 所有者 ☐ 管理業者 () ☐ 管理組合(区分所有建物の場合) 【建物の耐震診断の結果について以下の書類を別添します】 ☐ 地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し ☐ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「住宅性能評価書」の写し(含む平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級に係る評価を受けたもの) ☐ 指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し
備 考	

※当該建物の建築確認通知書(確認済証)又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説明します。

建築確認通知書(確認済証)又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。
 ・居住の用に供される建物(区分所有建物を除く)の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。
 ・事業の用に供する建物の場合若しくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。

7 建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)

建物状況調査の実施の有無 (1年以内に実施している場合※)	☐ 有(別添「建物状況調査の結果の概要(重要事項説明用)」参照) ☒ 無
	【照会先】 ☒ 所有者 ☐ 管理業者 () ☐ 管理組合(区分所有建物の場合)
備 考	

※ 既存住宅状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものがある場合、説明します。

8 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

①	飲用水	公営 / [メーター] ☐ 専用 ☐ 子 ☐ 割当 ☒ 賃料に含む ☐ 貸主計算により請求
②	電気	☒ 小売電気事業者: 北陸電力 (住所) _____ / (電話) 0120-16-7540 [容量] アンペア [メーター] ☐ 専用 ☐ 子 ☐ 割当 ☒ 貸主計算により請求 /
③	ガス	☒ ガス会社: (住所) _____ (電話) _____ プロパン(個別) / [メーター] ☐ 専用 ☐ 子 ☐ 割当 ☒ 賃料に含む ☐ 貸主計算により請求
④	排水	公共下水
備考		

9 建物の設備の整備の状況(完成物件のとき)

①	台所	有(専用)
②	トイレ	専用 / [ユニットバスの場合]
③	浴室	無 /
④	シャワー	無 / [設置場所]
⑤	洗面所	無 / [ユニットバスの場合]
⑥	給湯	有(使用可) / [設置場所] 台所 / 使用
⑦	コンロ	有(使用可) / ガス
⑧	エアコン	有 / 冷暖房 2 台(使用可) / 冷房 台(使用) / 暖房 台(使用)
⑨	照明器具	有 / ☐ 台所 ☐ 廊下 ☐ トイレ ☐ 浴室 ☐ 洗面所 ☐ 玄関内 ☐ 玄関外 ☐ ()
⑩	電話設置	可 / ケ所
⑪	インターネット回線	無
⑫	共聴設備	[TVアンテナ] 無 () / 地上デジタル対応 無 / [その他の設備]
⑬	エレベーター	無 / 基
⑭	駐車場	有(敷地内) / 空: 有 / 月額 円 (別途消費税等相当額 円)
⑮	駐輪場	無 / 空: 無 / 月額 円 (別途消費税等相当額 円)
⑯	専用庭	無 / 月額 円 (別途消費税等相当額 円)
		電気は使用可能ではありますが、故障・修理・交換については借主の負担とします。電気料金については貸主より計算して請求します。
		駐車場スペース1台は賃料に含みます。
		エアコンは3台あるが、1台は使用不可であることを借主は了解とします。
備考		

(注) 消費税等相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

Ⅱ 取引条件に関する事項

1 借賃・借賃以外に授受される金銭の額及び授受の目的

賃料	月額 45,000 円 〔内消費税等相当額 4,091 円〕	管理費 (共益費)	月額 円 〔別途消費税等相当額 円〕	敷金	90,000 円 (賃料 2 カ月分)
礼金	円 (賃料 カ月分)	家財 保険料	加入要 円	付属施設 費	月額 円 〔別途消費税等相当額 円〕
償却	円		円	仲介手数料	45,000 円 消費税込金割
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日までに		賃料等の支払方法 ☐ 持参 ☐ 振込 ☒ 口座引落	
備考	毎月アークシステムテクノロジーズ株式会社(宅建保証CIZ)からの口座引落とします。				

2 契約の解除に関する事項

- ☒ 賃料を (2) カ月以上滞納した場合は、催告のうえ、相当期間経過したのちに契約を解除されることがあります。
- ☐ 借主は、貸主に対して少なくとも () カ月前に申入れを行うことにより、契約を解除することができます。
- ☐ 借主が、別添契約書(案)第 () 条に該当したとき、契約を解除されることがあります。
- ☐

※定期借家契約の場合の中途解約については後記「6 定期借家契約の場合」のとおりです。

3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

- ☐ 有 ()
- ☒ 無

4 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか ☒ 講じません ・ ☐ 講じます(保全措置を行う機関:)

5 契約の種類・期間・更新等に関する事項

種類	普通借家契約
期間	令和 7 年 2 月 1 日 から 令和 9 年 1 月 31 日まで (2年間 月間)
目的物件の 引渡時期	令和 7 年 2 月 1 日
更新	☒ 普通借家契約では更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由あるときは更新できません)。 ☐ 定期借家契約は更新のない借家契約で期間の満了により終了します(合意により再契約することはできません)。 ☐
備考	

6 定期借家契約の場合

建物賃貸借契約の種類	事業用	
契約の方式	公正証書に： ☐ しません。 ☐ します。→公正証書の費用負担：	
契約の内容	本件建物について借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるので、令和 年 月 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。	
	☐ 本契約は、期間1年以上であるので、貸主から期間満了の1年から6ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から6ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。	
	[中途解約権について] ☐ 中途解約権の内容については、別添契約書(案)第 条のとおりです。	
備考		

7 用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	事務所専用 ()
利用の制限	☐ 禁止又は制限される行為については、別添契約書(案)第 条のとおりです。 ☐ その他規約等の定め () ☒ 別添契約書に準じます。

8 敷金・保証金等の清算に関する事項

本契約においては第6条(B)は適用除外致します。

9 管理の委託先

取引対象物件が区分所有建物の場合、その建物一棟の管理の委託先	氏名(商号又は名称)	TEL
	住所(主たる事務所の所在地)	
貸主等が取引対象部分の管理を委託している場合、その委託先	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣() 第 号
	氏名(商号又は名称)	TEL
	住所(主たる事務所の所在地)	
	管理担当者	氏名 XXXXXXXXXX 賃貸不動産経営管理士登録番号(36275) ※(一社)賃貸不動産経営管理士協議会の認定資格である賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載。
	「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣() 第 号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員の場合はその会員番号	(XXXXXXXXXX)

10 建物敷地が借地の場合 (該当 ☐ する・ ☒ しない)

賃貸借契約書の有無			
借地権の内容	種 類		
	期 限	令和	年 月 日迄
	その他	☐ 賃貸借契約書参照 ☒	
備 考			

Ⅲ その他の事項

1 添付書類

☒ 1. 賃貸借契約書(案)	☐ 6.
☒ 2. 謄本	☐ 7.
☒ 3. 各階平面図	☐ 8.
☒ 4. 現地地図	☐ 9.
☒ 5. ハザードマップ	☐ 10.

2 その他

賃貸契約頭書(9)特約事項に準じます。

頭書宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。 /

令和 7 年 / 月 27 日 /

借 主 (住所) 高岡市美幸町1-2-55

(氏名) 横田 誠二

政務活動費対象事業 実績報告書

報告日

令和7年3月31日

会派名

自民党富山県議会議員会

報告者

横田 誠二

整理番号	1602	事業概要 *	政務調査活動に伴う事務費 (R7.1~3月分)		
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
上記 事業に 要した 経費	経費の内容 *	金額 (円) *	備 考		
	携帯電話料 11月分	6,507	✓ /	13,015 円 × 50% = 6,507 円 /	
	携帯電話料 12月分	4,557	✓ /	9,114 円 × 50% = 4,557 円 /	
	携帯電話料 1月分	4,503	✓ /	9,006 円 × 50% = 4,503 円 /	
	PC用モニター	19,990	✓	39,980 円 × 50% = 19,990 円 /	
	《合 計》 *	35,557	✓ /		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
24/12/15 ソフトバンクM (11月分) 17,305 ↳ 対象額 13,015円 / 25/01/15 ソフトバンクM (12月分) 13,470 ↳ 対象額 9,114円 / 25/02/15 ソフトバンクM (01月分) 13,296 ↳ 対象額 9,006円 /					

収受 令和 7 年 3 月 24 日
 決裁 令和 7 年 3 月 31 日
 処理 令和 7 年 3 月 31 日

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 横田 誠二 様

発行日 2024年 12月 11日
ソフトバンク株式会社 (ワイモバイル)
登録番号:T9010401052465

請求先番号: [redacted]

Billing number

請求月 : 2024年11月分 (2024年11月1日～2024年11月30日ご利用分)
Month of Issue

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額(円)	税区分
[redacted]	* * ご契約期間 [redacted] * *		
	基本料 シンプルM (11月 1日～11月 30日)	2,980	10%
	通話料 シンプルM	25,280	10%
	月額料 だれとでも定額 (だれとでも定額 通話回数 158回)	700	10%
	無料 無料通話分	-18,300	10%
	通信料 メール (MMS) @0円 156 Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 167,866,830 Pkt (通信量合計 167,866,986 Pkt [20.02GB])	0	10%
	通信料 メール (SMS)	3	10%
	通信料 メール (SMS) (他社宛)	57	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	月額料 割込通話	200	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	計	10,923	
[redacted]	* * ご契約期間 [redacted] * *		
	端末代 分割支払金/賦払金	1,000	対象外
	計	1,000	
[redacted]	* * ご契約期間 [redacted] * *		
	基本料 シンプルL (11月 1日～11月 30日)		10%
	割引 家族割引サービス		10%
	通話料 シンプルL		10%
	月額料 だれとでも定額 (だれとでも定額 通話回数 111回)		10%
	無料 無料通話分		10%
	通信料 メール (MMS) @0円 18 Pkt		10%
	通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 198,592,561 Pkt (通信量合計 198,592,579 Pkt [23.68GB])		10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット		10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%)		10%
	月額料 データ増量オプション		10%
	その他 ユニバーサルサービス料		10%
	割引 ユニバーサルサービス料		10%
	その他 電話リレーサービス料		10%
	割引 電話リレーサービス料 (家族割引サービス)		10%
	小計		
	課税対象額 計		
	課税対象 10%		
	消費税等 計		
	消費税等 10%		
	課税対象外 計		
	ご請求金額	17,305	
	10,923円 × 消費税		
	= 12,015.3円		
	= 12,015円 + 端末代 1,000円		
	= 13,015円		
	13,015円 × 50% = 6,507円		

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/> (1/ 1頁)
※更新月等の各種ご契約内容についてはMy Y!mobileの契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 横田 誠二 様

発行日 2025年 1月 11日
ソフトバンク株式会社 (ワイモバイル)
登録番号:T9010401052465

請求先番号: [redacted]

Billing number

請求月 : 2024年12月分(2024年12月1日～2024年12月31日ご利用分)
Month of Issue

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額(円)	税区分
[redacted]	* * ご契約期間 [redacted] * *		
	基本料 シンプルM [12月 1日～12月31日]	2,980	10%
	通話料 シンプルM	22,240	10%
	月額料 だれとでも定額	700	10%
	(だれとでも定額 通話回数 170回)		
	無料 無料通話分	18,860	10%
	通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 178115759Pkt	0	10%
	(通信量合計 178115759Pkt [21.24GB])		
	通信料 メール (SMS)	39	10%
	通信料 メール (SMS) (他社宛)	75	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%)	467	10%
	月額料 割込通話	200	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	計	16,377	
[redacted]	* * ご契約電話番号 [redacted] * *		
	端末代金分割支払金/賦払金	1,000	対象外
	計	1,000	
[redacted]	* * ご契約期間 [redacted] * *		
	基本料 シンプルL [12月 1日～12月31日]		10%
	割引 家族割引サービス		10%
	通話料 シンプルL		10%
	月額料 だれとでも定額		10%
	(だれとでも定額 通話回数 18回)		
	無料 無料通話分		10%
	通信料 メール (MMS) @0円 85Pkt		10%
	通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 153620149Pkt		10%
	(通信量合計 153620149Pkt [18.32GB])		
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット		10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%)		10%
	月額料 データ増量オプション		10%
	その他 ユニバーサルサービス料		10%
	割引 空室サービス料		10%
	その他 電話リレーサービス料		10%
	割引 電話リレーサービス料 (家族割引サービス)		10%
	計		
	小計		
	課税対象額 計		
	課税対象 10%		
	消費税等 計		
	消費税等 10%		
	課税対象外 計		
	請求金額	13,470	
	7,377円 × 消費税		
	= 8,114.7円		
	= 8,114.7円 + 端末代 1,000円		
	= 9,114.7円		
	9,114.7円 × 50% = 4,557.35円		

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/> (1/ 1頁)
※更新月等の各種ご契約内容についてはMy Y!mobileの契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

ご利用料金内訳明細書

請求先名 : 横田 誠二 様

発行日 2025年 2月 11日
ソフトバンク株式会社 (ワイモバイル)
登録番号: T9010401052465

請求先番号:

Billing number

請求月 : 2025年1月分(2025年1月1日～2025年1月31日ご利用分)

Month of Issue

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額(円)	税区分
* * ご契約期間 [] * *			
基本料 シンプルM [1月 1日 ~ 1月31日]		2,980	10%
通話料 シンプルM		23,300	10%
月額料 だれとでも定額 (だれとでも定額 通話回数 158回)		700	10%
無料 無料通話分		-19,940	10%
通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 103896145Pkt (通信量合計 103896145Pkt [12.39GB])		0	10%
通信料 メール (SMS)		6	10%
通信料 メール (SMS) (他社宛)		30	10%
月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット		467	10%
無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%)		-467	10%
月額料 割込通話		200	10%
その他 ユニバーサルサービス料		2	10%
その他 電話リレーサービス料		1	10%
計		7,279	
* * ご契約電話番号 [] * *			
端末代 分割支払金/賦払金		1,000	対象外
計		1,000	
* * ご契約期間 [] * *			
基本料 シンプルL [1月 1日 ~ 1月31日]			10%
割引 家族割引サービス			10%
通話料 シンプルL			10%
月額料 だれとでも定額 (だれとでも定額 通話回数 15回)			10%
無料 無料通話分			10%
通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 150391135Pkt (通信量合計 150391135Pkt [17.93GB])			10%
月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット			10%
無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%)			10%
月額料 データ増量オプション			10%
その他 ユニバーサルサービス料			10%
割引 ユニバーサルサービス料			10%
その他 電話リレーサービス料			10%
割引 電話リレーサービス料 (家族割引サービス)			10%
小計			
課税対象額 計			
課税対象 10%			
消費税等 計			
消費税等 10%			
課税対象外 計			
ご請求金額		13,296	
7,279円 × 消費税			
= 8,006.9円			
= 8,006円 + 端末代 1,000円			
= 9,006円			
9,006円 × 50% = 4,503円			

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、（一社）電気通信事業者協会のHPをご参照ください。<https://www.tca.or.jp/>

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy Y!mobileの契約内容照会よりご確認ください。

※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

注文番号 250-1735862-8223027 の領収書

このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2025年3月24日

注文日: 2025年2月5日

Amazon.co.jp 注文番号: 250-1735862-8223027

ご請求額: ¥39,980

様

2025年2月25日に発送済み

注文商品

1点 IODATA モニター 31.5インチ WQHD ADSパネル (HDMI×3/DisplayPort/VESA対応/スピーカー付/土日サポート/日本メーカー) LCD-MQ322XDB-A/UE ¥39,980

販売: アマゾンジャパン合同会社

コンディション: 新品

お届け先住所:

横田 誠二

933-0954

富山県 高岡市美幸町1-2-55

配送方法:

通常配送

支払い情報

支払い方法:

下4桁

一括払い

商品の小計: ¥39,980

配送料・手数料: ¥0

注文合計: ¥39,980

ご請求額: ¥39,980

請求先住所:

横田 誠二

933-0954

富山県 高岡市美幸町1-2-55

クレジットカードへの請求

(下4けたが): 2025年2月25日: ¥39,980

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

利用規約 | プライバシー規約 ©1996-2020, Amazon.com, Inc. and its affiliates

トップへ戻る

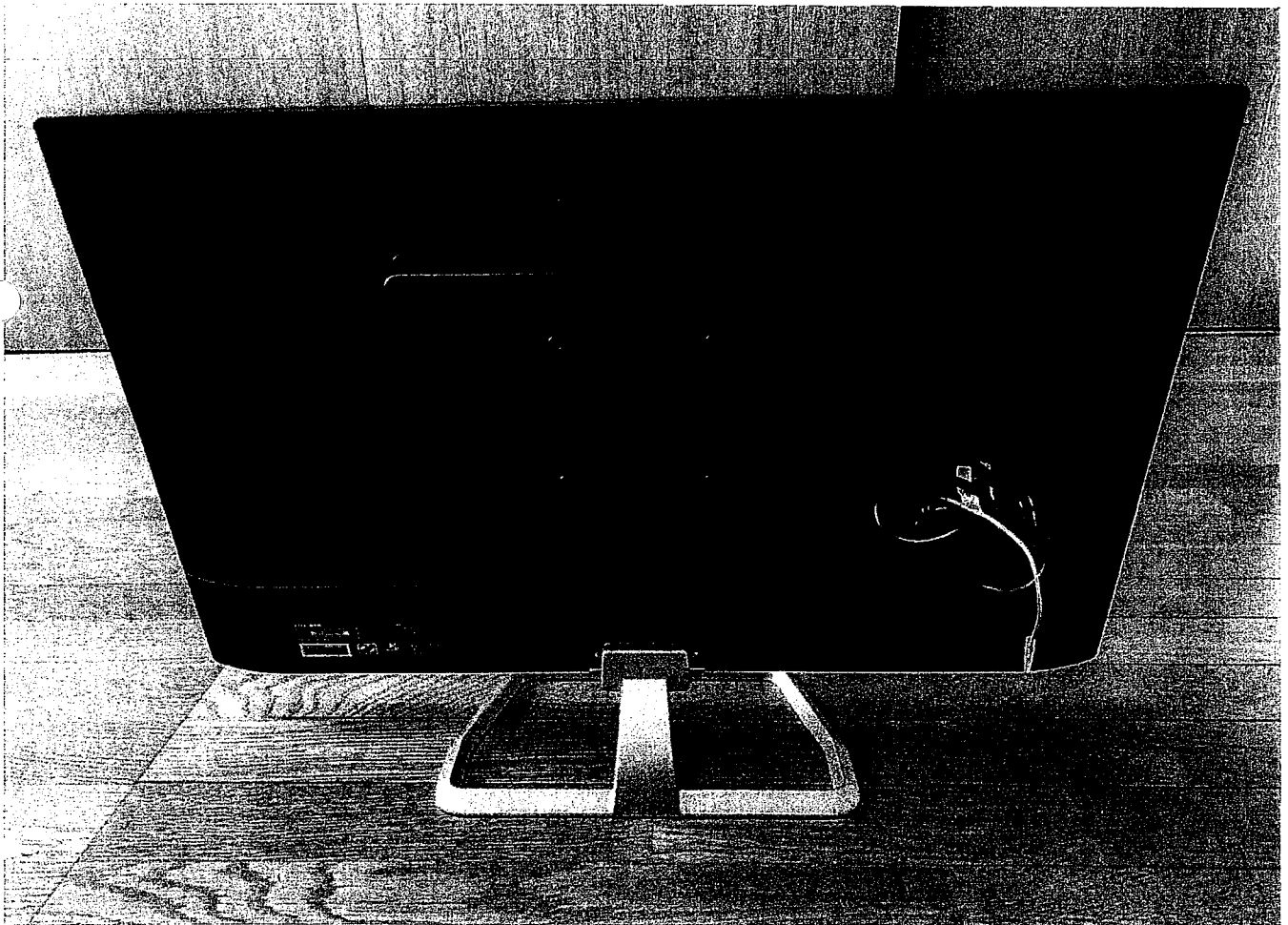
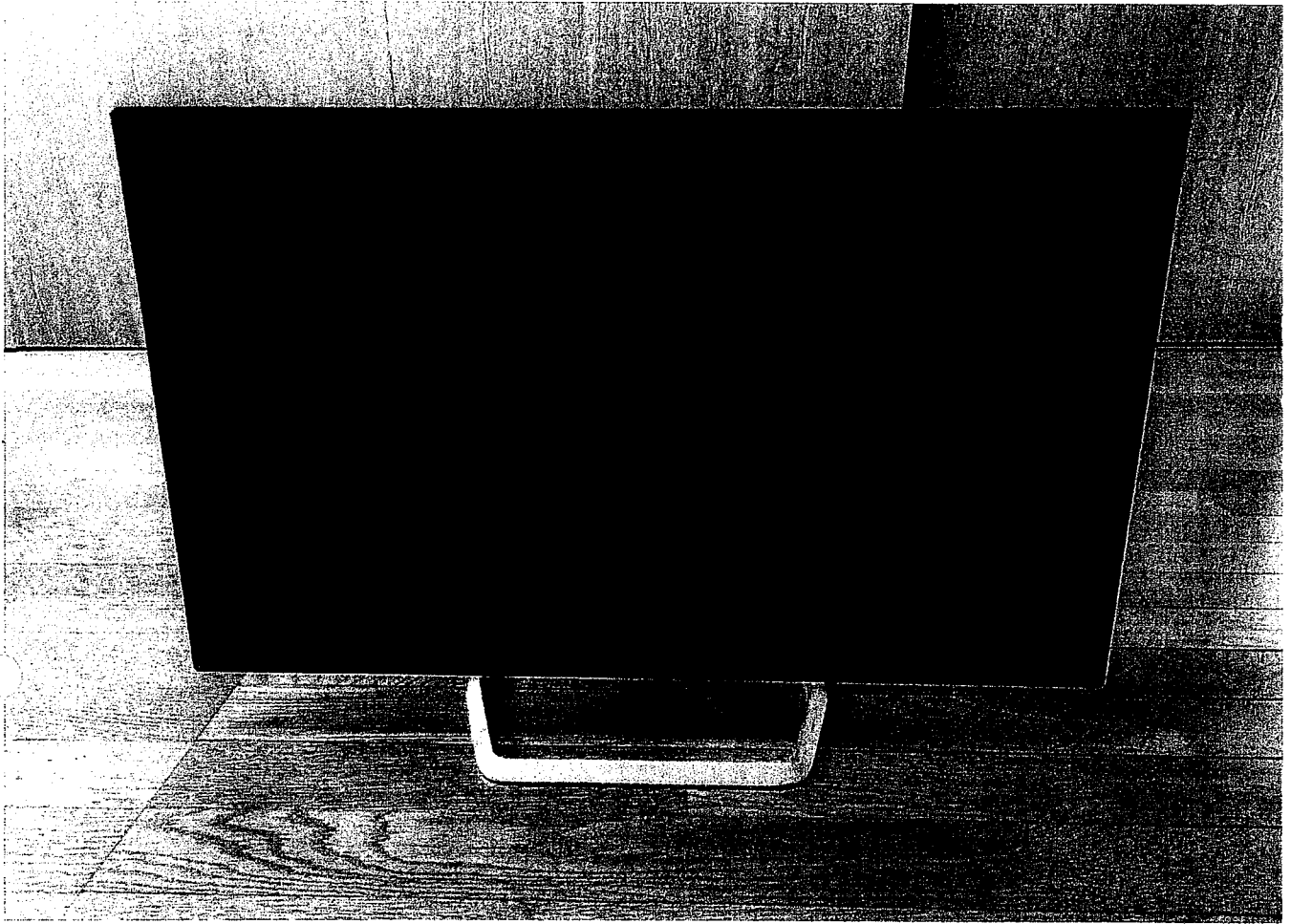
日本語

日本

ヘルプ・サポート

利用規約 | プライバシー規約 | パーソナライズド広告規約 | 各種規約 | 特定商取引法に基づく表示

© 1996-2025, Amazon.com, Inc. またはその関連会社



政務活動費対象事業 実績報告書

報告日 令和7年3月31日

会派名 自民党富山県議会議員会

報告者 横田 誠二

整理番号	1603	事業概要 *	給料	2 月分	及び	3 月分
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費				
内容						
上記 事業に 要した 経費	経費の内容 *	金額 (円) *	備 考			
	給料 2 月分	44,000	88,000 円・月額 × 50% = 44,000 円			
	給料 3 月分	44,000	88,000 円・月額 × 50% = 44,000 円			
	《合 計》 *	88,000				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 令和 7 年 3 月 31 日
決裁 令和 7 年 3 月 31 日
処理 令和 7 年 3 月 31 日

領収証

横田誠二

様

No. _____

金額

¥ 84,800 —

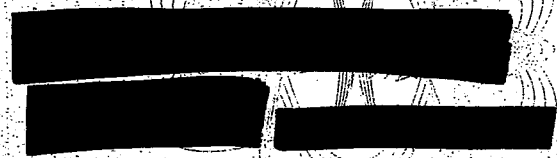
但

令和7年2月分給子
R.7 年 3 月 14 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)



コクヨ ウケ-85

領収証

横田誠二

様

No. _____

金額

¥ 84,800 —

但

令和7年3月分給子
R.7 年 3 月 24 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)



コクヨ ウケ-85

令和7年2月分 勤務実績表

日 付	曜 日	時 間 帯	時 間
2月1日	土	—	—
2月2日	日	—	—
2月3日	月	10:00~15:00	4
2月4日	火	10:00~15:00	4
2月5日	水	10:00~15:00	4
2月6日	木	10:00~15:00	4
2月7日	金	10:00~15:00	4
2月8日	土	—	—
2月9日	日	—	—
2月10日	月	10:00~15:00	4
2月11日	火祝	—	—
2月12日	水	10:00~15:00	4
2月13日	木	10:00~15:00	4
2月14日	金	10:00~15:00	4
2月15日	土	—	—
2月16日	日	—	—
2月17日	月	10:00~15:00	4
2月18日	火	10:00~15:00	4
2月19日	水	10:00~15:00	4
2月20日	木	10:00~15:00	4
2月21日	金	10:00~15:00	4
2月22日	土	—	—
2月23日	日	—	—
2月24日	月祝	—	—
2月25日	火	10:00~15:00	4
2月26日	水	10:00~15:00	4
2月27日	木	10:00~15:00	4
2月28日	金	10:00~15:00	4
合 計			72

令和7年3月分 勤務実績表

日 付	曜 日	時 間 帯	時 間
3月1日	土	—	—
3月2日	日	—	—
3月3日	月	10:00~15:00	4
3月4日	火	10:00~15:00	4
3月5日	水	10:00~15:00	4
3月6日	木	10:00~15:00	4
3月7日	金	10:00~15:00	4
3月8日	土	—	—
3月9日	日	—	—
3月10日	月	10:00~15:00	4
3月11日	火	10:00~15:00	4
3月12日	水	10:00~15:00	4
3月13日	木	10:00~15:00	4
3月14日	金	10:00~15:00	4
3月15日	土	—	—
3月16日	日	—	—
3月17日	月	10:00~15:00	4
3月18日	火	10:00~15:00	4
3月19日	水	10:00~15:00	4
3月20日	木祝	—	—
3月21日	金	10:00~15:00	4
3月22日	土	—	—
3月23日	日	—	—
3月24日	月	10:00~15:00	4
3月25日	火	10:00~15:00	4
3月26日	水	10:00~15:00	4
3月27日	木	10:00~15:00	4
3月28日	金	10:00~15:00	4
3月29日	土	—	—
3月30日	日	—	—
3月31日	月	10:00~15:00	4
合 計			80

雇用契約書

横田誠二事務所 代表 横田誠二（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）とは以下の条件に基づき雇用契約を締結する。

- （１）雇用期間：令和 7 年 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 か月間とする。
- （２）就業場所：高岡市内免 3-3-6 横田誠二事務所
- （３）職務内容：富山県議会議員横田誠二の政務調査活動の補助
- （４）就業時間：原則として週 20 時間とし、勤務時間は午前 10 時 00 分から午後 3 時 00 分とする。ただし正午から午後 1 時までは休憩時間とする。
また、土曜日、日曜日及び祝祭日は休日とする。
- （５）賃 金：月額 88,000 円（税込み）
- （６）そ の 他：本契約に規定されていない事項については、甲、乙双方の協議により定める。

令和 7 年 2 月 1 日

甲 住所 高岡市美幸町 1-2-55
氏名 横田 誠二 [REDACTED]

乙 住所 [REDACTED]
[REDACTED]
氏名 [REDACTED] [REDACTED]